

平成30年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成30年第1回定例会

第1号(3月8日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
議会政務報告	4
厚生建設常任委員長 伊藤充章の報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	5
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	5
吉川 洋の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	6
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	6
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	6
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	6
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第2号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第3号 空知中部広域連合規約の変更について	9
議案第4号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	10
議案第5号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	14
議案第6号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	15
議案第7号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第8号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	17
散会の宣告	19

第 2 号 (3月9日)

議事日程	20
会議録署名議員	20
開議の宣告	20
会議録署名議員指名について	20
議案第 2 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	21
議案第 3 号 空知中部広域連合規約の変更について (原案可決)	21
議案第 4 号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算 (第6号) (原案可決)	21
議案第 5 号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第2号) (原案可決)	21
議案第 6 号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (原案可決)	21
議案第 7 号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (原案可決)	21
議案第 8 号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)	21
議案第 9 号 平成30年度上砂川町一般会計予算	23
議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	23
議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	23
議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算	23
議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算	23
予算特別委員会設置及び付託について	30
休会について	31
散会の宣告	31

第 3 号 (3月16日)

議事日程	32
会議録署名議員	32
開議の宣告	32
会議録署名議員指名について	32
一般質問	32
高橋 成和	32
福祉課長 扇谷 洋子	33
伊藤 充章	34
住民課長 斉藤 昭彦	34
数馬 尚	35
副町長 林 智明	35
予算特別委員会委員長報告	36
議案第 9 号 平成30年度上砂川町一般会計予算 (原案可決)	36
議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	36

議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	36
議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	36
議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	36
調査第1号 所管事務調査について（許可）	38
閉会の宣告	38

平成30年第1回定例会予算特別委員会

第1号（3月14日）

議事日程	39
委員長挨拶	39
開会の宣告	39
開議の宣告	39
町長挨拶	39
予算特別委員会の日程について	40
予算審査の方法について	40
予算審査資料の提出について	41
その他	41
議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	41
散会の宣告	63

第2号（3月15日）

議事日程	64
開議の宣告	64
議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	64
議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	65
議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	69
議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	71
閉会の宣告	75

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定			予 特	
		3. 8	3. 9	3.16	3.14	3.15
1	小 澤 一 文	○	○	○	○	○
2	越 前 等	○	○	○	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○
4	吉 川 洋	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○
9	大 内 兆 春	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3. 8	3. 9	3.16	3.14	3.15
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	—	—
議会事務局長 監査事務局長	内 野 博 之	○	○	○	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	×	×	×
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○
建設課技師長	三 原 浩 明	○	○	○	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○	○	○	○
税務出納課長	西 村 英 世	○	○	○	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○	○	○	○
庶 務 係 長	佐 藤 利 哉	—	—	—	○	—
財 務 係 長	東 海 孝 司	—	—	—	○	○
建 設 課 主 幹	西 井 洋 一	—	—	—	—	○
医療保険係長	斉 藤 修 実	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3. 8	3. 9	3.16	3.14	3.15
議会事務局長	内 野 博 之	○	○	○	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○	○	○	○

平成 30 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 8 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 11 時 28 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 8 日～3 月 16 日
9 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告
総務文教常任委員会・厚生建
設常任委員会（伊藤委員長）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議
会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議
会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 5) 空知中部広域連合議会第 1 回定
例会結果報告（吉川議員）
 - 6) 中空知広域市町村圏組合議会第
1 回定例会結果報告（副議長）
 - 7) 石狩川流域下水道組合議会第 1
回定例会結果報告（議長）
 - 8) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広
域連合議会定例会結果報告（議
長）
 - 9) 例月出納検査結果報告（12・
1・2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 公平委員会委員の選
任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号は、即決とする。

- 第 7 議案第 2 号 上砂川町個人情報保
護条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 第 8 議案第 3 号 空知中部広域連合規
約の変更について
- 第 9 議案第 4 号 平成 29 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 10 議案第 5 号 平成 29 年度上砂川
町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 6 号 平成 29 年度上砂川
町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 12 議案第 7 号 平成 29 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 第 13 議案第 8 号 平成 29 年度上砂川
町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 号～第 8 号までは、提
案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただ
いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しておりま
す。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 1 回

上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行いたいと思います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。このたびの所管事務調査は総務文教常任委員会と厚生建設常任委員

会の合同調査となっておりますので、代表して厚生建設常任委員長に報告を求め、次の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果についてもあわせ一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会所管事務調査報告についてご報告申し上げます。

調査期間は平成30年1月15日月曜日、1日間です。

調査項目、地域創生加速化交付金事業、上砂川シェアハウス並びに地方創生拠点整備交付金事業、まちの駅ふらっとの利用実績、事業状況等について。

調査委員、厚生建設常任委員会、伊藤充章、小澤一文、横溝一成、数馬尚、総務文教常任委員会、吉川洋、越前等、高橋成和、堀内哲夫、議長、大内兆春。

説明員、浅利企画課長、大石係長。

調査内容、両施設の事業内容、利用状況の調査及び今後の事業並びに課題についての調査。

調査結果でございます。上砂川シェアハウス。関連事業としてホームページ、かみすなライフ、移住促進PR動画制作、企業ガイド、観光周遊ルート、移住、定住を目的とした各種パンフレットの作成等の事業の説明後、利用実績として道内12市8町1村、道外1都10県から宿泊者総数154人、延べ宿泊数303泊があり、その結果、本町へ2件の移住、定住につながったこと等の説明を受けたところです。

これらの説明を受け、議会側からはホームページ、かみすなライフ、移住促進PR動画の積極的なアピールの必要性、誘致企業の協力を得て、移住、定住促進を目的としたツアーの企画等を提言したところです。

まちの駅ふらっと。オープンしてまだ間もないところではございますが、軽飲食の提供、特産品販売などの交流カフェの運営、健康づくり事業等

の実施、生活支援ボランティア担い手養成講座、テレワークセミナーの実施、コワーキングスペース、サテライトオフィスお試し体験スペースの提供、これらの事業を一部実施し、今後予定している旨の説明を受けた後、利用状況としてオープン後2カ月で約600人の利用があり、男女問わず子供から大人までさまざまな世代に利用してもらっていると説明を受けたところです。

これらの説明を受け、議会側からはオープン後間もないので、いたし方ない面はあるが、行ったらカフェで必ず何か頼まないといけないのでは、何か目的がないと利用できないのではなど敷居が高いと思っている人が多いことを伝え、そういった制約は一切ないこと、本当に気軽に利用してもらえるように今後もっと積極的にアピールしていくことを提言したところです。

両施設を訪問し、調査した結果、今後の課題はあるものの、おおむね初期の目的を達成し、または達成すべく適切に事業運営されていることを確認し、今回の総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会合同所管事務調査を終えたものです。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会についてご報告申し上げます。

標記の件につき、平成30年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

1、日時、平成30年3月2日金曜日午前10時から。

場所、砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 平成29年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合衛生センター管理条例等を廃止する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件と

も全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会についてご報告申し上げます。

標記の件につき、平成30年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

1、日時でございます。平成30年3月2日金曜日午前11時から。

2、場所でございます。砂川市役所議会委員会室。

3、議件でございます。議案第1号 平成29年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川地区広域消防組合会計予算、報告第1号 例月出納検査報告。

4、結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） 次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成30年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告をいたします。

日時、平成30年2月27日火曜日午後1時30分。

場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター情報管理室。

議件、議案第1号 平成29年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成29年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成29年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成29年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成30年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第6号 平成30年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第7号

平成30年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第8号 平成30年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、議案第9号 空知中部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例、議案第12号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第13号 空知中部広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例、議案第14号 空知中部広域連合広域計画の変更について、報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の策定について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決をされました。

詳しくは、資料は議会事務局に置いてありますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成30年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成30年2月28日水曜日午後1時30分から。

場所でございますが、滝川市議会議場、滝川市役所の10階となっております。

議件でございますが、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成30年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算、議案第2号 平成30年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出予算、議案第3号 平成30年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学

事業特別会計歳入歳出予算、議案第4号 平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については私から報告いたします。

平成30年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時、平成30年2月28日水曜日午前10時。

場所、滝川市議会議場、滝川市役所10階です。

議件、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致のとおり可決されましたので、報告いたします。

平成30年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成30年2月28日水曜日午前11時。

場所、滝川市議会議場、市役所10階。

議件、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議案第1号 平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成30年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致のとおり可決されましたので、報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書、

12月、1月、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成29年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他1件、空知中部広域連合の平成30年度から32年度までの3年間の第7期介護保険料が改定されましたので、ご報告申し上げます。お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。

介護保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに改定するとしており、保険料につきましては一般的に現行の区分欄、第5段階の額を基準額として公表しております。このたびの改定は、平成30年度から32年度までの3カ年にわたる介護保険事業と高齢者施策について広域連合を構成しております6市町の施策を盛り込んだ第7期介護保険計画がスタートいたしますが、介護サービス利用者の増や第6期計画で推進した地域包括ケアの実現と介護予防や重度化の防止に向けた取り組みを一層充実させていく必要があることなどにより大幅な引き上げが見込まれるため、介護保険事業会計で積み立てをしておりました介護保険準備基金から6,840万円を充当し、保険料の急激な上昇の抑制を図り、保険料基準額が月額現行の4,980円から220円増の5,200円と算定されたところであります。

また、保険料は基準額を基礎に被保険者の所得金額に応じて負担をしてもらうよう段階が設けら

れており、国が定める標準段階、9段階をもとに各保険者において設定することとされておりますことから、空知中部広域連合といたしましては低所得者対策や公平負担の観点から第6期と同様に10段階に設定し、さらに第2段階においては独自の低所得者対策として国の標準割合である0.75を0.69に軽減しておりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成29年第4回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（大内兆春） 次、日程第6、同意第1号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、佐藤潤一氏が平成30年3月20日で任期満了となるに伴い、

後任に高橋尚志氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、高橋尚志。生年月日、

。職業、会社役員。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（大内兆春） 日程第7、議案第2号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条

例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、上砂川町個人情報保護条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

このたびの改正は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、本条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、個人情報の定義の明確化、要配慮者個人情報の取り扱いについての定義がなされたことから、関係条文の改正を行うものであります。

それでは、本文に参ります。上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上砂川町個人情報保護条例（平成12年上砂川町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」を「次のいずれかに該当するものをいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割当てられ、又は記載され、若しくは記載されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（3） 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項ただし書中「機関が」の次に「審査会の意見を聴いて」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第3号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 空知中部広域連合規約の変更について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所の指定権限が市町村、保険者に移譲並びに平成30年4月から北海道と本広域連合が共同で国保事業を運営する仕組みに変わることに伴い、分賦金の賦課総額の算定方法を変更することから、空知中部広域連合規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により

まして、議案第3号について内容の説明をいたします。資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

このたびの議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく空知中部広域連合規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、変更の1点目は介護保険法の改正によりまして、平成30年4月から保険者機能の強化という観点から市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されるものであります。また、指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所につきましても要支援1と2の方を対象に介護保険給付費として提供していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことに伴い、既存指定事業所のみなし指定期間が終了するため、市町村が実施する総合事業については市町村から指定を受けることになったことから、規定の一部を変更するものであります。

変更の2点目は、平成30年4月から始まる国民健康保険の都道府県単位化に伴い北海道の国保の財政運営の主体となり、国から交付される国庫支出金は全て北海道で収受され、道支出金として交付されることから、分賦金の賦課総額の算定方法の規定の一部を変更するものであります。

このたびの規約の変更は、広域連合を構成する1市5町の議会の議決後、知事への許可を得るものであります。

それでは、本文に参ります。空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

第4条第7号中「指定訪問介護事業者、指定訪問入浴介護事業者、指定通所介護事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防訪問介護事業者、指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予

防通所介護事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

別表第2項第5号中「国庫負担金、国庫補助金」を「道支出金」に改める。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第4号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求め

ます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第4号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,600万円の追加で、1億6,921万2,000円となります。

1項町民税1,600万円の追加で、8,688万4,000円となります。

9款地方交付税7,731万5,000円の追加で、17億3,458万6,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金298万8,000円の減額で、447万7,000円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料71万6,000円の減額で、1億8,257万9,000円となります。

3項証紙収入71万6,000円の減額で、1,470万1,000円となります。

13款国庫支出金315万5,000円の減額で、1億9,424万1,000円となります。

1項国庫負担金150万2,000円の追加で、1億4,961万7,000円となります。

2項国庫補助金465万7,000円の減額で、4,336万9,000円となります。

14款道支出金56万1,000円の追加で、1億2,809万円となります。

1項道負担金46万7,000円の追加で、1億169万9,000円となります。

2項道補助金37万8,000円の追加で、1,893万5,000円となります。

3項道委託金28万4,000円の減額で、745万6,000円となります。

15款財産収入19万円の追加で、1,680万8,000円となります。

1項財産運用収入19万円の追加で、1,677万7,000円となります。

16款寄附金414万6,000円の追加で、415万7,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金2,810万円の減額で、1億930万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入25万円の追加で、9,414万6,000円となります。

5項雑入25万円の追加で、8,277万6,000円となります。

19款町債5,649万7,000円の追加で、3億199万7,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が1億2,000万円の追加で、30億9,950万円となります。

次ページであります。2、歳出、2款総務費1億5,487万9,000円の追加で、4億1,720万5,000円となります。

1項総務管理費1億5,487万6,000円の追加で、3億8,647万6,000円となります。

4項選挙費3,000円の追加で、427万4,000円となります。

3款民生費777万7,000円の減額で、7億4,609万2,000円となります。

1項社会福祉費274万9,000円の減額で、6億5,943万9,000円となります。

2項児童福祉費502万8,000円の減額で、8,704万9,000円となります。

4款衛生費748万5,000円の追加で、2億4,576万3,000円となります。

1項保健衛生費1,064万円の追加で、1億4,304万5,000円となります。

2項清掃費315万5,000円の減額で、1億271万8,000円となります。

8款土木費2,132万7,000円の減額で、3億1,306万5,000円となります。

1項土木管理費10万円の減額で、1億178万円となります。

2項道路橋りょう費1,904万4,000円の減額で、9,803万3,000円となります。

3項住宅費218万3,000円の減額で、1億1,325万2,000円となります。

10款教育費988万5,000円の減額で、2億9,721万円となります。

2項小学校費988万5,000円の減額で、2億2,025万6,000円となります。

12款公債費337万5,000円の減額で、3億5,518万1,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が1億2,000万円の追加で、30億9,950万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、認定子ども園等複合施設実施設計事業、2,480万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

一般廃棄物処理施設長寿命化事業、90万円、同上、同上、同上。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、7,100万円、6,779万7,000円。過疎地域自立促進特別事業、5,100万円、5,850万円。緑が丘団地除却事業、1,100万円、全額減額であります。若葉台分譲団地法面補修事業、700万円、全額減額であります。中央小学校大規模改修事業、9,470万円、1億3,920万円。

事項別明細書13ページ、歳出であります。このたびの補正につきましては最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査であります。また、主なものは基金への積立金と除排雪経費の追加でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきます。

3、歳出、2款1項1目一般管理費1億4,853万6,000円の追加で、2億607万5,000円となります。7節賃金50万円と11節需用費40万円の追加は、大雪に伴う除雪作業員賃金と燃料費の追加であります。25節積立金1億4,763万円の追加は、ふるさと納税43件分をふるさとづくり基金に261万円、公共施設整備基金に1億4,330万円、財政調整基金に利息分19万円、一般寄附金10件分を地域振興基金に153万6,000円積み立てるものであります。

9目諸費10万円の追加で、418万円となります。各種会議負担金の追加であります。

10目町民センター管理費360万円の追加で、2,104万3,000円となります。町民センター中会議室暖房機器の修繕料であります。

11目地域振興費264万円の追加で、7,396万4,000円となります。中央バス路線維持助成金の計上であります。

4項3目衆議院議員選挙費28万4,000円の減額で、381万6,000円となります。精査であります。

4目町長選挙費28万7,000円の追加で、28万7,000円となります。4月10日告示、4月15日投開票の町長選挙の関係予算の計上であります。

3款1項1目社会福祉総務費397万3,000円の追加で、3億5,335万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会職員社会福祉士等資格取得経費補助金として30万円、民生委員交付金として2万4,000円を追加するものであります。20節扶助費562万円の追加は、対象者数の増による追加であります。28節繰出金は、国民健康保険基盤安定等繰出金の精査であります。

5目介護保険費408万6,000円の減額で、1億2,715万円となります。精査であります。

8目後期高齢者医療費59万6,000円の減額で、1億263万1,000円となります。精査であります。

9目臨時福祉給付金給付事業費204万円の減額で、1,717万9,000円となります。事業終了に伴う精査であります。

2項1目児童福祉総務費122万5,000円の減額

で、3,677万9,000円となります。対象者数の減による精査であります。

2目保育所費380万3,000円の減額で、5,027万円となります。賃金の精査と認定こども園実施設計の執行残であります。

4款1項1目保健衛生総務費1,064万円の追加で、1億2,336万1,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、医師確保対策として180万円を計上するものであります。28節繰出金884万円の追加は、水道事業会計に繰り出しするものであります。

2項2目じん芥処理費315万5,000円の減額で、7,894万1,000円となります。11節需用費は、じんかい車のサイドブレーキ修繕料として22万7,000円を計上するもので、その他は精査であります。

8款1項1目土木総務費10万円の減額で、1億178万円となります。精査であります。

2項1目道路維持費1,904万4,000円の減額で、9,803万3,000円となります。今回の大雪による影響で1月に除排雪経費を補正予算計上いたしました。1月以降連日の降雪により予算不足が生じること想定されますので、7節賃金は除雪作業員と除雪運転手の賃金として180万円の追加、11節需用費は除雪車の燃料費として60万円、電気料として50万円の追加、13節委託料は除排雪業務委託料として215万円の追加、14節使用料及び賃借料は排雪ダンプ借り上げ料として95万円を追加し、除排雪経費合計600万円を追加するものであります。15節工事請負費2,504万4,000円の減額は、各種工事の執行残と町道鶉北線道路改良舗装工事を取りやめたことによるものであります。

3項2目公営住宅建設費218万3,000円の減額で、5,396万7,000円となります。各種工事の執行残であります。

10款2項1目学校管理費938万5,000円の減額で、2億1,069万6,000円となります。中央小学校大規模改修工事の執行残であります。

2目教育振興費50万円の減額で、956万円とな

ります。精査であります。

12款1項1目元金12万2,000円の追加で、3億2,445万7,000円となります。

2目利子349万7,000円の減額で、3,072万4,000円となります。いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、8ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項2目法人1,600万円の追加で、2,338万4,000円となります。誘致企業2社の決算納付の増であります。

9款1項1目地方交付税7,731万5,000円の追加で、17億3,458万6,000円となります。交付決定額の追加であります。

11款1項1目民生費負担金298万8,000円の減額で、447万7,000円となります。精査であります。

12款3項1目証紙収入71万6,000円の減額で、1,470万1,000円となります。精査であります。

13款1項1目民生費負担金150万2,000円の追加で、1億4,961万7,000円となります。精査であります。

2項2目民生費補助金204万円の減額で、2,036万4,000円となります。

4目土木費補助金261万7,000円の減額で、2,067万2,000円となります。いずれも歳出減に伴う精査であります。

14款1項1目民生費負担金62万2,000円の追加で、8,645万1,000円となります。

2目保険基盤安定拠出金15万5,000円の減額で、1,524万8,000円となります。いずれも精査であります。

2項1目総務費補助金37万8,000円の追加で、42万円となります。精査であります。

3項1目総務費委託金28万4,000円の減額で、742万4,000円となります。精査であります。

15款1項2目利子及び配当金19万円の追加で、19万1,000円となります。基金利子であります。

16款1項1目寄附金414万6,000円の追加で、415万7,000円となります。歳出同額を計上するもの

であります。

17款1項1目基金繰入金2,810万円の減額で、1億930万円となります。いずれも他の財源が確保できたことによる減額であります。

18款5項5目雑入25万円の追加で、8,277万2,000円となります。精査であります。

19款1項1目総務債429万7,000円の追加で、1億2,629万7,000円となります。同意予定額を計上するものであります。

2目土木債1,800万円の減額で、1億80万円となります。歳出減に伴う精査であります。

3目教育債4,450万円の追加で、1億3,920万円となります。

4目民生債2,480万円の追加で、2,480万円となります。

5目衛生債90万円の追加で、90万円となります。いずれも同意予定額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時03分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第5号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事

業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,291万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億467万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第5号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税190万円の減額で、4,300万8,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

4款繰入金6,397万1,000円の減額で、4,840万7,000円となります。

1項一般会計繰入金197万1,000円の減額で、4,840万7,000円となります。

2項基金繰入金6,200万円の減額であります。

5款諸収入8,878万9,000円の追加で、1億106万円となります。

2項雑入、同額であります。

歳入合計が2,291万8,000円の追加で、2億467万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費2,291万8,000円の追加で、2億452万3,000円となります。

1項総務管理費2,291万8,000円の追加で、2億329万5,000円となります。

歳出合計が2,291万8,000円の追加で、2億467万8,000円となります。

事項別明細書、歳出、5ページでございます。

3、歳出、1款1項1目一般管理費2,291万8,000円の追加で、2億329万5,000円となります。9節旅費12万円の追加は都道府県化に伴う出張件数の増によるもので、19節負担金、補助及び交付金は広域連合分賦金が当初予算より1,990万2,000円減の1億3,571万3,000円に決定したことから、医療給付費で2,821万5,000円の減額、介護納付費で180万9,000円、後期高齢者支援金で650万4,000円を追加し、25節積立金は歳入超過となる4,270万円について国民健康保険基金に積み立てるものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税190万円の減額で、4,246万2,000円となります。被保険者数及び所得の減によるものであります。

4款1項1目一般会計繰入金197万1,000円の減額で、4,840万7,000円となります。

2項1目基金繰入金6,200万円の減額でございます。いずれも当初見込みの歳入不足分につきまして連合からの精算還付金が生じたので、精査するものであります。

5款2項3目雑入8,878万9,000円の追加で、1億105万6,000円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第6号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ215万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,042万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第6号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料163万8,000円の減額で、4,617万5,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金52万1,000円の減額で、2,402万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金3,000円の追加で、3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が215万6,000円の減額で、7,042万円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金215万6,000円の減額で、6,843万円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が215万6,000円の減額で、7,042万円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金215万6,000円の減額で、6,843万円となります。

後期高齢者医療広域連合負担金の精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料99万円の減額で、3,479万4,000円となります。

2目普通徴収保険料64万8,000円の減額で、1,138万1,000円となります。いずれも被保険者数の減によるものであります。

3款1項1目事務費繰入金31万円の減額で、369万6,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金20万7,000円の減額で、2,033万1,000円となります。いずれも精査であります。

5款1項1目繰越金3,000円の追加で、3,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第7号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,060万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第7号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款繰入金20万円の減額で、9,148万4,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が20万円の減額で、1億4,060万5,000円となります。

2、歳出、1款下水道費42万9,000円の追加で、3,877万4,000円となります。

2項下水道維持費42万9,000円の追加で、909万4,000円となります。

2款公債費62万9,000円の減額で、1億173万1,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が20万円の減額で、1億4,060万5,000円となります。

第2表、繰越明許費。1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、流域下水道事業、事業費131万5,000円。合計131万5,000円。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目維持管理費42万9,000円の追加で、909万4,000円となります。マンホールポンプ修繕料の追加であります。

2款1項2目利子62万9,000円の減額で、1,913万5,000円となります。借り入れ利率見直しによる精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、3款1項1目一般会計繰入金20万円の減額で、9,148万4,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第8号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第1号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,980万7,000円、補正予算額757万2,000円、計1億4,737万9,000円。

第1項営業収益、8,841万円、126万8,000円の減額、8,714万2,000円。

第2項営業外収益、5,139万7,000円、884万円、6,023万7,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,980万7,000円、補正予算額757万2,000円、計1億4,737万9,000円。

第1項営業費用、1億805万6,000円、34万4,000円、1億840万円。

第2項営業外費用、3,165万1,000円、722万8,000円、3,887万9,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億192万7,000円、補正予算額341万6,000円の減額、計9,851万1,000円。

第2項企業債、3,370万円、210万円の減額、3,160万円。

第3項国庫補助金、1,401万4,000円、1,000円の減額、1,401万3,000円。

第4項他会計補助金、138万6,000円、131万5,000円の減額、7万1,000円。

2ページ。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億5,595万4,000円、補正予算額341万6,000円の減額、計1億5,253万8,000円。

第2項建設改良費、4,910万円、341万6,000円の減額、4,568万4,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「3,370万円」を「3,160万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 補正予算(第1号)第3条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,949万7,000円」を「5,833万7,000円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「138万6,000円」を「7万1,000円」に改める。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第8号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成29年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益757万2,000円の追加で、1億4,737万9,000円となります。

1項営業収益126万8,000円の減額で、8,714万2,000円となります。

1目給水収益126万8,000円の減額で、8,700万円となります。

2項営業外収益884万円の追加で、6,023万7,000円となります。

2目繰入金884万円の追加で、5,833万7,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用757万2,000円の追加で、1億4,737万9,000円となります。

1項営業費用34万4,000円の追加で、1億840万円となります。

1目原水及び浄水費34万4,000円の追加で、1,859万9,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費135万円の減額で、2,495万1,000円となります。

2目雑支出870万9,000円の追加で、1億2万3,000円となります。

3目消費税及び地方消費税13万1,000円の減額で、390万5,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入341万6,000円の減額で、9,851万1,000円となります。

2項企業債210万円の減額で、3,160万円となります。

1目企業債、同額であります。

3項国庫補助金1,000円の減額で、1,401万3,000円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

4項他会計補助金131万5,000円の減額で、7万1,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出341万6,000円の減額で、1億5,253万8,000円となります。

2項建設改良費341万6,000円の減額で、4,568万4,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費34万4,000円の追加で、1,859万9,000円となります。浄水場等通信回線使用料3万4,000円と浄水場電気料31万円を追加するものであります。

水道事業費用、営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費135万円の減額で、2,495万1,000円となります。一時借入金利息の精査であります。

2目雑支出870万9,000円の追加で、1,002万3,000円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不納欠損するものであります。

3目消費税及び地方消費税13万1,000円の減額で、390万5,000円となります。消費税及び地方消費税の確定精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益126万8,000円の減額で、8,700万円となります。家事用使用量減による精査であります。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金884万円の追加で、5,833万7,000円となります。収支不足分について一般会計繰入金を充当するものであります。

次に、6ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費341万6,000円の減額で、4,568万4,000円となります。工事費と設計費の執行残の精査であります。

署名議員 小澤一文

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債210万円の減額で、3,160万円となります。工事費の減額による精査であります。

資本的収入、国庫補助金、1目国庫補助金1,000円の減額で、1,401万3,000円となります。簡易水道施設整備事業補助金の精査であります。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金131万5,000円の減額で、7万1,000円となります。一般会計補助金を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明午前10時から本会議を再開いたしますので、出席の方よろしくお願いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 大内兆春

署名議員 高橋成和

平成 30 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 9 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 49 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 2 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 3 号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 4 議案第 4 号 平成 29 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 5 号 平成 29 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 6 号 平成 29 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 7 号 平成 29 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 8 号 平成 29 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 2 号～第 8 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 議案第 9 号 平成 30 年度上砂川町一般会計予算
- 第 10 議案第 10 号 平成 30 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 11 議案第 11 号 平成 30 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12 議案第 12 号 平成 30 年度上砂川町下水道事業特別会計予算

第 13 議案第 13 号 平成 30 年度上砂川町水道事業会計予算

※ 議案第 9 号～第 13 号までは、予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。

第 14 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、8 番、高橋副議長、1 番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第 2号 議案第 3号 議案第 4号
議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号
議案第 8号

○議長（大内兆春） 日程第2、議案第2号から日程第8、議案第8号につきましては、全て提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第2号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第3号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第4号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。小澤議員。

○1番（小澤一文） 第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、19節負担金、補助及び交付金のところなのですが、社会福祉協議会社会福祉士等育成補助金、30万予算が補正されていますけれども、この社会福祉士の資格を取るための、資格取得のための補助金になるのか、または資格はあるが、その方のスキルアップのための補助金になるのか、これちょっと回答していただきたいと思ひますし、また本事業、継続事業にならないのかという部分もあわせてお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大内兆春） 扇谷課長。

○福祉課長（扇谷洋子） 社会福祉士の資格取得ということでの計上になっておりますが、社会福祉士は国家資格があつて、福祉に関する相談等の専門職ということで専門的な助言をするということが出来る職種になっております。それで、成年後見制度といろいろ社会福祉協議会におきましては相談も多いことから、社会福祉士の資格を取得し、相談等に当たるということで計画をしておりまして、実は実際に行うのは31年度になるのですが、ただ前段資格取得のための申し込み等にかかるのが今年度中でなければいけないということで、先にかかる分につきまして補正としてい

るところであります。なので、資格取得のための……

〔発言する者あり〕

○福祉課長（扇谷洋子） もう一つここにありません社会福祉士等ということで、社会福祉協議会に社会福祉主事ということで、それは国家資格ではなく、任用資格なのですけれども、そういう相談等できる職種の資格取得ということで2人分をここに計上して……

〔発言する者あり〕

○福祉課長（扇谷洋子） 経過としては2カ年で。失礼しました。

〔発言する者あり〕

○福祉課長（扇谷洋子） 申しわけありません。社会福祉士、30年度からやって、2カ年かけて、その後国家資格試験を受けるということになっていきますので、30、31かけて資格を取るためのものがまた新たに次年度出てまいります。

以上です。

○議長（大内兆春） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第5号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第6号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成29年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第7号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第8号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成29年度上砂川町

水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第9号 議案第10号 議案第11号
議案第12号 議案第13号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第9号から日程第13、議案第13号までにつきましては、関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算から日程第13、議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第9号から議案第13号の提案理由と予算の大綱につきまして説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算から議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

予算書本文、1ページをごらん願います。議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算。

平成30年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億9,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

2ページでございます。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

次に、105ページをごらん願います。議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算。

平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,518万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、117ページをごらん願います。議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,428万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、127ページをごらん願います。議

案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成30年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,551万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、147ページをごらん願います。議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成30年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,658戸

(2) 年間給水量36万6,590立方メートル

(3) 1日平均給水量1,004立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億3,380万6,000円。

第1項営業収益8,654万8,000円。第2項営業外収益4,725万8,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,380万6,000円。

第1項営業費用1億700万5,000円。第2項営業外

費用2,670万1,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,104万9,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次ページでございます。

収入、第1款資本的収入1億1,067万9,000円。第1項出資金5,997万9,000円。第2項企業債3,710万円。第3項国庫補助金1,223万7,000円。第4項他会計補助金136万3,000円。

支出、第1款資本的支出1億6,172万7,000円。第1項企業債償還金1億1,102万7,000円。第2項建設改良費5,070万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、3,710万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,599万円

次ページでございます。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,540万8,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136万3,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,997万9,000円とする。

平成30年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以上、議案第9号から議案第13号まで提案理由を申し上げましたが、引き続きまして予算の大綱を読み上げ、説明とさせていただきますので、お手元に配付しております平成30年度各会計予算の大綱をごらん願います。

初めに、1ページであります。平成30年度予算編成方針。

平成30年度当初予算は、4月22日の任期満了に伴う町長選挙がとり行われることから、政策的な予算につきましては町長選挙後の議会に提案すべきものと考え、各会計とも骨格予算とし、義務的経費や経常的な事務経費等を中心とした予算となっているところであります。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めてまいります。

このような厳しい財政状況ではありますが、急務となっております人口減少対策として、さらに実行力ある新たな移住、定住施策を予算化するとともに、子育て支援施策のほか、高齢者の総合的な支援及び魅力ある元気な町づくりに欠かすことのできない将来の町を担う子供たちの育成にも引き続き力を注ぎ、教育関連施策をさらに充実化する関係予算を計上しました。

子供からお年寄りまで全ての町民が誇りと愛着を深め、未来に向かってともに町の未来を創造し

ていく新たな町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第7期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところです。

その結果、予算規模は、5ページにまとめておりますが、一般会計で26億9,100万円、特別会計4会計で6億1,052万円、合計で33億152万円となったところであります。

以下、平成30年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要であります。本年度の一般会計予算規模は26億9,100万円で、前年度比4.8%、1億3,600万円の減となりました。減額の主な要因は、中央小学校大規模改修事業及び認定こども園等複合施設設計業務の終了等によるものですが、本町の重要課題である移住、定住施策として新たに民間賃貸住宅家賃助成事業を実施する関係予算を計上し、子育て支援対策の育児用品購入券贈呈事業や保育料の軽減、高齢者対策として地域包括ケアシステムの推進及び在宅老人等除雪サービス事業を実施し、また昨年度開設いたしましたまちの駅ふらっとを活用した各種事業経費についても引き続き予算計上したところであり、新しい町の創生を確かな形にするため、これまで作り上げてきた事業をさらに充実化するための関係予算を計上するところであります。

なお、建設事業などの主な事業に要します経費につきましては、町長選挙後に控えております6月定例会において改めてお諮りさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

歳入の概要であります。6ページもご参照願います。町税は、法人町民税の増により前年度比5.9%増の1億5,902万9,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から地方特例交付金までは前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税は、国の地方財政計画に基づく交付実績と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税では13億8,200万円、特別交付税で2億円を見込み、総額で前年度対比3.1%減の1

5億8,200万円としました。

国庫支出金、臨時福祉給付金給付事業の減と障害者自立支援負担金などの増との相殺により、前年度比16.5%増の2億2,653万5,000円としました。

道支出金、乳幼児医療費の減と障害者自立支援費負担金などの増との相殺により、前年度比0.2%減の1億1,305万1,000円としました。

諸収入、包括的支援事業費の減と介護予防・生活支援事業費等の増との相殺により、前年度比8.4%減の8,322万5,000円としました。

町債、中央小大規模改修事業の終了による教育施設整備事業債の減と水槽つき消防ポンプ自動車更新事業債などの増との相殺により、前年度比12.1%増の2億6,730万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもご参照願います。初めに、人件費であります。議員報酬や職員の給与、諸手当など、前年度比1.3%増の5億6,189万2,000円としました。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比2.6%減の3億2,320万8,000円としました。

公債費は、平成29年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比0.9%増の3億6,178万7,000円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比1.4%減の3億278万3,000円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比4.3%減の5億2,772万円としました。

投資的経費では、橋梁長寿命化事業及び改良住宅改善事業など、前年度比33.2%減の2億5,352万5,000円としました。

貸付金は、中小企業融資貸付金により、前年度比7.3%減の9,500万円としました。

繰出金では、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比5.8%増の2億7,774万3,000円としました。

各特別会計予算の概要であります。5ページも参照願います。国民健康保険事業特別会計、空知

中部広域連合への分賦金など、前年度比48.4%減の9,518万円としました。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比2.4%増の7,428万7,000円としました。

下水道事業特別会計は、下水道施設の管理経費など、前年度比4.8%増の1億4,551万6,000円としました。

水道事業会計では、収益的収入では人件費の増、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本合計で前年度比1.9%増の2億9,553万3,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げます。また、平成30年度の主要事業につきましては、8ページから13ページに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、提案理由及び予算の大綱の説明とさせていただきます。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由と予算の大綱の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、内容の説明をいたします。

予算書本文に入ります。初めに、議案第9号、一般会計予算でございます。予算書3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。

次ページであります。第1表、歳入歳出予算。

1、歳入、1款町税1億5,902万9,000円、1項町民税8,014万4,000円、2項固定資産税4,886万円、3項軽自動車税651万円、4項町たばこ税1,820万円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金4,160万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税15億8,200万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金374万7,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料1億7,854万1,000円、1項使用料1億6,157万8,000円、2項手数料246万3,000円、3項証紙収入1,450万円。

13款国庫支出金2億2,653万5,000円、1項国庫負担金1億4,810万円、2項国庫補助金7,698万4,000円、3項国庫委託金145万1,000円。

14款道支出金1億1,305万1,000円、1項道負担金1億112万9,000円、2項道補助金804万9,000円。

次ページであります。3項道委託金387万3,000円。

15款財産収入1,746万1,000円、1項財産運用収入1,743万円、2項財産売払収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

17款繰入金60万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入8,322万5,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入950万円、4項受託事業収入107万6,000円、5項雑入7,258万8,000円。

19款町債 2億6,730万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が26億9,100万円。

2、歳出、1款議会費4,213万1,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費 1億8,002万円、1項総務管理費 1億5,086万4,000円、2項徴税費534万1,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,989万3,000円、4項選挙費255万8,000円、5項統計調査費30万2,000円、6項監査委員費106万2,000円。

3款民生費 6億8,483万4,000円、1項社会福祉費 6億3,227万8,000円、2項児童福祉費5,196万8,000円、3項生活保護費34万8,000円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費 2億4,535万8,000円、1項保健衛生費 1億3,796万7,000円、2項清掃費 1億739万1,000円。

5款労働費311万1,000円、1項労働費、同額であります。

次ページであります。6款農林水産業費149万8,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費4,478万9,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費 3億3,021万2,000円、1項土木管理費 1億528万5,000円、2項道路橋りょう費 1億937万1,000円、3項住宅費 1億1,555万6,000円。

9款消防費 2億1,684万4,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費 1億818万9,000円、1項教育総務費 1,454万8,000円、2項小学校費2,956万7,000円、3項中学校費3,838万9,000円、4項社会教育費853万4,000円、5項保健体育費1,715万1,000円。

11款災害復旧費 1万4,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費 3億6,178万7,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費 4億6,921万4,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が26億9,100万円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、5,800万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、5,030万円、同上、同上、同上。

全国瞬時警報システム受信機更新事業、300万円、同上、同上、同上。

一般廃棄物処理施設長寿命化事業、3,830万円、同上、同上、同上。

末広橋長寿命化補修事業、210万円、同上、同上、同上。

春日橋長寿命化補修事業、1,400万円、同上、同上、同上。

下鶉改良住宅改善事業、990万円、同上、同上、同上。

東山団地改善事業、3,190万円、同上、同上、同上。

水槽つき消防ポンプ自動車更新事業、5,980万円、同上、同上、同上。

合計 2億6,730万円。

次に、議案第10号、国民健康保険特別会計予算でございます。106ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税4,328万9,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料 1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3 款繰入金5,037万1,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入150万8,000円、1 項延滞金及び過料2,000円、2 項雑入150万6,000円。

歳入合計が9,518万円であります。

2、歳出、1 款総務費9,502万5,000円、1 項総務管理費9,389万円、2 項徴税費113万5,000円。

2 款諸支出金5万5,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が9,518万円であります。

次に、議案第11号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。118ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款後期高齢者医療保険料4,758万6,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款国庫支出金74万1,000円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金2,574万5,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入21万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,428万7,000円であります。

2、歳出、1 款総務費242万7,000円、1 項総務管理費50万4,000円、2 項徴収費192万3,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金7,155万円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,428万7,000円であります。

次に、議案第12号、下水道事業特別会計でござ

います。128ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款分担金及び負担金59万5,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料3,254万2,000円、1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金450万円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金9,487万7,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

5 款町債1,300万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1億4,551万6,000円であります。

2、歳出、1 款下水道費4,636万8,000円、1 項下水道整備費3,767万7,000円、2 項下水道維持費869万1,000円。

2 款公債費9,904万8,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1億4,551万6,000円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業債、450万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業債、350万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、500万円、同上、同上、同上。

次に、議案第13号、水道事業会計予算でござい

ます。150ページをお開き願います。平成30年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億3,380万6,000円、1項営業収益8,654万8,000円、1目給水収益8,640万6,000円、2目その他の営業収益14万2,000円、2項営業外収益4,725万8,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,540万8,000円、3目他会計負担金178万円、4目雑収益5万円。

次ページであります。収益的支出、1款水道事業費用1億3,380万6,000円、1項営業費用1億700万5,000円、1目原水及び浄水費2,054万9,000円、2目配水及び給水費1,482万1,000円、3目業務費142万1,000円、4目総係費1,915万5,000円、5目減価償却費5,031万7,000円、6目資産減耗費73万2,000円、7目その他の営業費用1万円。2項営業外費用2,670万1,000円、1目支払利息及び企業債取扱費2,199万7,000円、2目雑支出92万5,000円、3目消費税及び地方消費税377万9,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入1億1,067万9,000円、1項出資金5,997万9,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債3,710万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金1,223万7,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金136万3,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億6,172万7,000円、1項企業債償還金1億1,102万7,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費5,070万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明をさせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第14、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第9号から議案第13号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第13号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長に吉川議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日から15日の6日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、10日から15日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては常任委員会を、14日と15日の2日間につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

平成 3 0 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 2 9 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 予算特別委員会委員長報告
議案第 9 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 0 号 平成 3 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 1 号 平成 3 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 2 号 平成 3 0 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 1 3 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 4 調査第 1 号 所管事務調査について

○会議録署名議員

8 番 高 橋 成 和
1 番 小 澤 一 文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、米田総務課長がインフルエンザのため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、8 番、高橋副議長、1 番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（大内兆春） 8 番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成 30 年第 1 回定例会に当たり、通告しております今後の高齢者、障害者の除雪サービスについて質問いたします。

ことは 1975 年以降の観測史上 5 度目の 10 メートル以上の降雪に見舞われ、本町でも管理不全な危険家屋が雪により倒壊しており、持ち家の除雪ができなく、町営住宅に一時避難されている方もおり、今後も雪解けにかけて町営住宅も含め注意しなければならない状況が続いております。高齢者、障害者の除雪サービス制度の門口除雪について、今年度のような異常気象の場合においても訪

問回数をふやしていただき、除雪支援対象者の方々から好評ですが、屋根の除雪につきましては対象が平家のみとなっております。70歳以上の高齢者世帯において2階建てにお住まいの方は、雪の落ちない2寸勾配以下の切り妻屋根、寄せ棟屋根、無落雪屋根構造の住宅にお住まいの方もいます。例年雪おろしはシーズンに平均1回家主が業者に依頼するか、みずから屋根の雪おろしをされておりますが、今年度は2回から3回の雪おろしを強いられ、業者委託ですと、建築面積にもよりますが、廃業した店舗等と併用した住宅も含めると1回の雪おろしに1万円から5万円ほどの費用を要します。そのため、中には経済的負担を減らすため夫婦で雪おろしをしている姿も見かけます。町営住宅の屋根の雪おろしについては何らかの対応をしていただけますが、勾配の緩い2階建ての持ち家住宅を所有する高齢者の方についても何らかの補助制度の対象となるような制度の拡充が必要かと思っておりますので、拡充についての考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質疑に対し、答弁を求めます。扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） 8番、高橋議員のご質問、今後の高齢者、障害者の除雪サービスについてお答えいたします。

初めに、高齢者、障害者の除雪サービスにつきましては、平成13年に開始した制度で、除雪の労力の確保が困難な高齢者等に対し災害時の避難口確保を目的に居住部分の玄関や裏口、通路部分の除雪を行うというもので、対象者は70歳以上の単身及び夫婦世帯で、身体的な事由等により自力で除雪をすることが困難な世帯、身障手帳1、2級の身体障害者及び3級から4級の肢体不自由に区分される人がいる世帯、母親と義務教育終了前の児童をもって構成する世帯で、身体的な事由により自力で除雪が困難な世帯等となっております。利用料金は、門口除雪で非課税世帯1回1,000円、

課税世帯で3,000円、屋根除雪では非課税世帯1回2,000円、課税世帯5,000円で利用できる制度としているものであります。また、平成26年度からは個人で業者等とシーズン契約をしている方にも除雪費用の一部を助成する除雪費助成事業を開始し、制度の拡充を図ってまいりました。助成額は、非課税世帯はかかる経費の3分の1以内、上限1万5,000円、課税世帯で4分の1以内、上限1万円を助成しております。今年度の当初予算は、除雪サービス事業300万円、除雪費助成金事業150万円の合計450万円を計上しております。しかしながら、今冬は11月中旬からの降雪と寒波が相まって、近年まれに見る降雪状況から、1月に100万円を補正計上し、550万円としたところであります。また、緊急避難的に門口年3回、屋根年2回の利用回数上限を超えての申請も受け付け、2月末現在の申請件数は門口延べ301件、屋根99件で、門口においては過去最高だった平成25年度の1.4倍となっております。

議員ご指摘の2回屋根除雪につきましては、委託業者の受け入れ態勢が困難なため、現状では高所作業車を持つ業者を紹介するのみの対応としておりますが、2人に1人が65歳以上で、世帯構成もひとり暮らしや高齢夫婦世帯が多いため、今後も除雪サービスのニーズはふえ続けることが予想されます。本制度の見直しと検討が必要であると認識はしており、さらに前段申し上げましたとおり、本事業は平成13年度に創設した制度であり、当時とかかる状況も異なっており、今年度の大雪での課題も踏まえ、第19期町政において検討したいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。よろしくお願いたします。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊藤充章 議員

○議長（大内兆春） 次、3番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（伊藤充章） 平成30年第1回定例会に当たり、通告しております国民健康保険の制度改正、国保の都道府県単位化についてご質問いたします。

本年4月より国民健康保険の制度改正に伴い、従来は市町村単位で運営されていた国民健康保険について都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する方式に変更となります。新たな国民健康保険制度の目的として、北海道では市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていくこと、市町村が抱える医療費増加リスクを全道で分散させていくこととされております。平成29年第4回定例会での越前議員のご質問の答弁にもありますとおり、本町では中部広域連合に加入し、広域連合への分賦金の一部を基金より補填し、納付していると認識しております。このことにより国民健康保険に加入している町民の負担が大きく軽減されておりました。4月からの制度の改正により北海道が財政運営の責任主体となることから、将来的には収入に応じた保険料は全道どこに住んでいても同じになるよう目指していくとのことですが、それはすなわち保険料の平準化に伴い自治体によっては今までより負担が重くなったり軽くなったりする加入者がいるということでもあります。本町においては、今後加入者の負担がどうなっていくのか、また将来的に収入に応じた保険料は全道どこに住んでいても同じになるよう目指していくという趣旨のもと今までのように今後も基金より補填して、加入者の負担を軽くすることができるのか、その他制度の改正に伴って加入者にどのような影響が考えられるのかをお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの3番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めます。齊藤住民課長。

○住民課長（齊藤昭彦） 3番、伊藤議員のご質問、国民健康保険の制度改正、国保の都道府県単位化についてお答えいたします。

初めに、国民健康保険の都道府県単位化につきましては、14日に開催した全員協議会においてご説明いたしましたが、このたびの制度改正は国保の構造的な課題や市町村個別の課題を解消するため平成30年度から都道府県が国保財政の運営主体となり、北海道全体で負担の公平化と医療費増加のリスク分散などによる財政の安定化や事務の広域化を図り、制度の安定化を目指すものであります。制度改正後の国保税につきましては、議員ご指摘のとおり北海道では将来的には同じ所得水準であれば道内どの市町村でも保険税の水準が同じようになることを目標とし、参考として市町村ごとに標準税率を算出しており、また高額医療費の発生などの多様なリスクを北海道全体で分散するため、急激な保険税の上昇が起きない仕組みになっております。

議員ご質問の今後加入者の負担がどうなっていくのか、今までのように今後も基金より補填して、加入者の負担を軽くすることができるのか、その他制度改正に伴って加入者にどのような影響が考えられるのかについてであります。初めに基金の充当による住民の負担軽減であります。基金からの繰り入れは従来どおり可能とされておりますことから、現在保有しております基金を活用し、住民負担の軽減など国保の安定運営に努めてまいりますと考えております。また、制度改正により加入者に与える影響についてであります。制度改正後においても国保の加入、脱退手続や各種申請手続はこれまでと変わらず市町村窓口で行われることから、加入者に与える影響は少ないものと考えております。今後は広報紙などで住民周知を行い、十分配慮してまいります。

次に、今後の加入者負担についてであります。保険税の算定におきましては北海道が定めた事業

費納付金を納めるため標準税率を参考に決定することとなりますが、急激に保険税が上がる市町村がないように激変緩和措置が講じられているところであります。また、標準税率は目安であり、市町村の個別事情を勘案し、独自に保険税率を決定することから、本町におきましては、空知中部広域連合分賦金の平成29年度精算や北海道が算定する平成31年度事業費納付金がどのように推移するのか不透明でありますので、これらの状況を見きわめながら慎重に対応をしてまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（伊藤充章） ございません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 平成30年第1回定例会に当たり、通告による町内所在施設の防火設備の設置状況について一般質問をいたします。

平成30年1月31日、札幌市東区で生活困窮者の支援を目的とした共同住宅で発生した火災により男女合わせて11人の方々が焼死するという痛ましい事故が発生しました。この住宅は、築50年以上の木造2階建て共同住宅で、火災報知器は設置されていたものの、スプリンクラーや2階からの非常階段もなかったということであり、多くの高齢者が住んでおり、また食事も提供されていたようではありますが、入居条件が高齢者に限定していないということで老人福祉法に規定する老人ホームに該当せず、消防法上は一般的なアパートや下宿と同様の扱いで、法令上の違反はなかったということになります。上砂川町ではこれに類似した宿泊施設はないと聞いておりますので、一安心ですが、高齢化が進んでおりますので、念のため以下

の4点についてお尋ねいたしますが、ほかに課題等がありましたらお示しいただきたいと思えます。

1点目、町内にある建物でスプリンクラーの設置が義務づけられている施設の名称と設置の状況について教えてください。

2点目、火災報知器の設置が義務づけられている施設の数と設置の状況はどうなっているのでしょうか。そのうち公共施設の占める割合についても教えていただきたいと思えます。

3点目、町内社会福祉施設の防火設備の状況はどうなっているのでしょうか。

4点目、上砂川岳温泉、東山ケアつき住宅、中央、東鶉、緑が丘、これは重ねという考え方でも、防火設備の状況について教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） 5番、数馬議員のご質問、町内所在施設の防火設備の設置状況についてお答えいたします。

初めに、本年1月に札幌市の共同住宅において発生いたしました火災においては、不幸にもお亡くなりになられた方々、また負傷された方々に対しまして慎んで心よりお悔やみを申し上げます。

さて、本町の所在施設の防火設備の設置状況ですが、ご質問にありますように本町ではこのたびの札幌市の施設に類します施設はございませんが、公共施設にあっては消防法の定めにより設置が義務づけられておりますスプリンクラー、火災報知器、消火器などの防火設備はいずれも規定どおり整備しております。

ご質問の3点目、社会福祉施設の防火設備と4点目、上砂川岳温泉、東山高齢者住宅ほか公営住宅につきましては、1点目及び2点目と関連がございますので、一括してお答えいたします。初めに、スプリンクラーの設置状況であります、消

防法施行令で定められた防火対象物のうち設置が義務づけられている建物面積が1,000平方メートル以上の町内施設について、公共施設では特別養護老人ホームはるにれ荘と老人保健施設成寿苑、民間事業所では有料介護老人ホームうずらの里とグループホーム上砂川の合計4施設が該当し、全ての施設で設置されております。

次に、火災報知器であります。法令の定めにより不特定多数が利用する建物面積が300平方メートル以上の施設、もしくは面積にかかわらず宿泊所に類する施設に設置が義務づけられており、本町の公共施設では役場庁舎、小中学校、保育園を初め上砂川岳温泉、中央、東鶉、緑が丘各公営住宅、東山高齢者住宅、町民センター、体育センター、福祉医療センター4施設など合わせて20カ所、ほか企業等にあつては作業場の延べ面積が500平方メートル以上の建物に義務づけられ、町内事業所では計10カ所の合計30カ所が該当し、全てに設置されており、このほかスプリンクラーと火災報知器の設置義務のない小規模な施設においても消火器や非常警報設備、誘導灯などの防火設備を備えております。

また、公共施設にあつてはこれら消防設備の点検を法に定める点検期間により施設ごとに1年、もしくは3年に1回、点検資格を有する業者へ委託し、実施した結果を消防へ報告しており、さらに毎年の消防査察点検において不備が指摘された点は都度善処対応しながら防火設備の適正な維持管理に努めているところであります。

最後に、被災防止の課題であります。火災時の安全で迅速な避難に向けた訓練について上砂川支署の協力のもと小中学校、保育園、町民センター、福祉医療センター、上砂川岳温泉では年に2回実施しておりますが、住民の多くが生活する公営住宅ではこれまで行われておらず、また消火器の使い方も町の防災訓練において訓練参加者が習得できる場を設けてはいるものの、高齢者の多い住民へ広く浸透していないことから、今後各町自

治会、消防と協議しながらこれらの効果的な取り組み手法を検討してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第 9号 議案第10号 議案第11号
議案第12号 議案第13号

○議長（大内兆春） 日程第3、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第9号から議案第13号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

それでは、吉川予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（吉川 洋） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第9号平成30年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月14日、15日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省

略をさせていただきます。

初めに、議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、特別会計について報告をいたします。議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第13号、平成30年度上砂川町水道事業会計について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上、全会一致をもって可決されましたことを報告申し上げます。

○議長（大内兆春） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案については、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険

特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成30年度上砂川町
下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおり
可決いたしました。

議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計
予算について討論を行います。討論ございません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべき
ものとなっております。委員長の報告どおり、原
案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成30年度上砂川町
水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決い
たしました。

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

◎調査第1号

○議長（大内兆春） 日程第4、調査第1号 所
管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委
員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の
継続調査についての申し出がありましたので、委
員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたい
と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可す
ることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議され
ました案件につきましては、全て終了いたしました
ので、平成30年第1回上砂川町議会定例会を閉
会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時29分）

平成30年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月14日（水曜日）午前10時40分 開会
午後 1時53分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第 9号 平成30年度上砂川町一般会計予算

申し上げます、簡単ですが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○委員長（吉川 洋） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立をいたしました。

（開会 午前10時40分）

◎委員長挨拶

○委員長（吉川 洋） 改めまして、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9日の定例会におきまして予算特別委員会が設置をされ、私が委員長に指名をされました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成30年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計は26億9,100万円、特別会計を合わせますと33億152万円となります。前年度と比較いたしますと2億1,133万9,000円の減となる予算となっております。本年は、皆さんご存じのとおり町長選挙がとり行われることから、骨格予算とされておりますが、義務的経費や経常的な事務経費など中心とした予算と思われまます。一部には新規事業や継続事業なども含まれております重要な施策もございますので、本特別委員会といたしましてはそのあたりを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力を重ねてお願いを

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（吉川 洋） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） 改めておはようございます。ただいま全員協議会、ご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。また、予算特別委員会ということで本日より2日間の日程で平成30年度の一般会計予算を初め各特別会計のご審議をいただきます。委員の各位の活発なご審議をお願いを申し上げるところでございます。

さて、平成30年度予算編成に当たりましては、予算の大綱でも申し上げたところでございますが、この4月に町長選挙が執行されるということから、当初予算については骨格予算としたところであります。義務的経費と経常経費、継続事業、これらを中心とした予算計上となっているものでございます。

さて、本町の財政状況でございますけれども、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財

政体質でございます。その中において一部誘致企業の業績が堅調なことから、税収等については、わずかではございますが、増嵩するなど明るい兆しも見られているのも事実でございます。いずれにしても、限られた財源を最大限に生かし、急がれる人口減少問題への対策を初めとする各種課題へ集中と選択により予算計上したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

予算の概要でございますが、ただいま委員長のお話もございましたとおり平成30年度の一般会計予算は26億9,100万円の予算規模となり、特別会計の6億1,051万6,000円と合わせて総額33億151万6,000円となっております。減額の要因といたしましては、中央小学校大規模改修事業の終了等々によるものでございますけれども、全会計を合わせて前年度より6%、2億1,133万9,000円の減となっております。さきに申し上げましたが、本年度の予算につきましては町長選挙を控えており、骨格予算ということで申し上げました。選挙後の議会において本予算とすべく執行上の政策予算等のご審議を賜ることとなりますが、いずれにしても今後においても多くの課題を抱えての行政運営となります。夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け、引き続き確かな形として町の未来を開くための議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます、また30年度の予算内容についてはこの後……先におわび申し上げます。総務課長が体調不良で休んでおりますけれども、各担当よりそれぞれ内容の説明をいたしますので、どうかひとつ忌憚のないご意見を賜りますよう、ご審議くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。きょうとあすの2日間、よろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。議題の(1)、予算特別委員会の日程について

内野議会事務局長から説明をいたします。お願いいたします。

○事務局長(内野博之) それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次ページをごらんいただきたいと思っております。審査日程は、本日14日と15日の2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後平成30年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、15日には国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思っております。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(吉川 洋) ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) それでは、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知につきましては改めていたしませんので、間違いのないようお願いを申し上げます。

◎予算審査の方法について

○委員長(吉川 洋) 次、議題の(2)、予算審査の方法について内野事務局長、お願いいたします。

○事務局長(内野博之) それでは、予算審査の方法について説明を申し上げます。

3月9日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容の説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課

長から内容の説明をしていただくことになり
ます。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財
源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、
時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較し多
少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて
大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見
直し、重要な事業等について説明していただきま
す。質疑につきましては、款の説明が終了した後、
原則的には目ごとに行うことといたしますが、場
合によっては一括して行うこともございます。ま
た、討論、採決につきましては議案ごとに行うこ
ととしております。

なお、説明者には一般会計、特別会計ともに担
当課長にお願いし、補助者として主幹及び係長の
出席をお願いしております。

以上、審査方法についての説明を終わります。

○委員長（吉川 洋） ただいまの説明に対しま
して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、審査
方法については説明どおりといたします。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（吉川 洋） 次に、議題の（3）、予
算審査資料の提出について、何か必要な資料があ
りましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち
切ります。

◎その他

○委員長（吉川 洋） その他のことですが、委
員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） それでは、打ち切ります。

◎議案第9号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入ります。

議案第9号 平成30年度上砂川町一般会計予算
について議題といたします。

歳出から審議に入ります。初めに、1款議会費
から審査をいたします。説明を求めます。内野議
会事務局長。

○事務局長（内野博之） それでは、議会費につ
きまして説明をいたします。

予算書の32ページをごらんいただきたいと思います。
1款議会費、1項議会費、1目議会費、本
年度予算額4,213万1,000円、前年度比較43万3,00
0円の減で、財源は全て一般財源でございます。
主な増減につきまして説明いたします。3節職員
手当等、本年度予算額892万1,000円、前年度比較
で20万3,000円の増は、議員期末手当につきまし
て人事院勧告に準じ、一般職員同様に改定したこ
とによるものでございます。4節共済費、本年度
予算額797万4,000円、前年度比較で30万8,000円
の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改
定によるものでございます。9節旅費、本年度予
算額99万円、前年度比較で69万5,000円の減は、
前年度に議員道外政務調査旅費を計上したこと
によるものでございます。11節需用費、本年度予
算額50万円、前年度比較で32万円の増は、議員だ
より発行用の印刷製本費を計上したことによるも
のでございます。その他につきましては、前年度と
ほぼ同様でございますので、説明を省略させてい
たきます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） 1款議会費の説明が終わ
りました。

質疑に入りたいと思います。1款議会費全般に
ついて質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち
切ります。

以上で1款議会費について質疑を終わります。

次、総務費に入りますが、先ほどお話にありましたように米田課長が欠席のため、総務費については佐藤庶務係長と東海財務係長、浅利企画課長、斎藤住民課長、斎藤教育次長、西村税務出納課長、内野監査事務局長から順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、佐藤庶務係長。

○庶務係長（佐藤利哉） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

34ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,347万7,000円、前年度比較876万3,000円の増、財源内訳は地方債300万円、一般財源が6,047万7,000円でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきましてご説明いたします。1節報酬でございますが、本年度予算額28万2,000円、前年度比較で16万円の増でございます。役場庁舎の建設に向け、本年度において広く住民各層から意見を求めるため既存の町づくり町民会議の委員16名で構成します庁舎建設検討委員会を立ち上げますことから、5回分の委員報酬を計上するものでございます。4節共済費でございますが、本年度予算額846万2,000円、前年度比較で22万5,000円の増及び7節賃金で本年度予算額1,117万2,000円、前年度比較で242万7,000円の増となっております。いずれも嘱託職員1名の増によるものでございます。35ページに参りまして、12節役務費、本年度予算額794万1,000円、前年度比較で196万3,000円の増となっております。庁舎システムネットワークの強靱化によります通信回線料とマイナンバー制度の導入に伴いまして書留扱い等を要する郵便料の増によるものでございます。13節委託料ですが、本年度予算額1,339万3,000円、前年度比較で88万2,000円の増となっております。主な要因は、庁内システムネットワーク強靱化に伴うサーバー等の保守委託料の増と本年度から新たに産業医の委託料として11万9,000円を計上するもので、産業医につき

ましては法令によりまして50人以上の事業所に選任の義務づけがされておりますので、役場ではこれまで町立診療所の産業医有資格の医師を選任しておりましたが、交代によりまして現在の医師は資格を有しておらず、勤医協も含め近隣医療機関では確保が困難なことから、毎年職員の健診を委託し、データ保有の管理しております札幌市の医療法人へ委託をするものでございます。次に、14節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額289万円、前年度比較で27万7,000円の増となっております。庁内システムネットワーク強靱化に伴いますL G W A Nルーター機器の借り上げ料6万7,000円の追加と本年度において新たにA E D機器の借り上げ料20万4,000円を計上するもので、公共施設に現在設置していますA E Dのうち本体の使用期限である7年が経過します町民センター、小中学校、町立診療所、上砂川岳温泉の計5台をリース方式による更新するものでございます。36ページをお開きいただきまして、18節備品購入費、本年度予算額396万7,000円、前年度比較で278万4,000円の増でございますが、全国瞬時警報システムJアラートにつきまして平成23年に導入して、運用しておりますが、国において全ての自治体に対しシステムの増強を目的に情報量の増加に対応した処理能力の高い受信機に更新するよう通達がなされたことから、起債を活用し、受信機更新の経費を計上するものでございます。

2目文書広報費、本年度予算額523万7,000円、前年度と同額につき、説明を省略させていただきます。

37ページに参りまして、6目企画費、本年度予算額182万9,000円、前年度比較で981万円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、主に防災関係の経費と加盟団体などの負担金を計上するものでございます。減額の主な要因は、昨年度において購入しましたスフェラー社による防災テント一式の購入経費900万円が減額となったもので、11節需用費、消耗品費及び38ページ、18節備

品購入費において災害時避難所で用いる毛布やストーブ、発電機、食料品、飲料水などの必要個数を年次計画で整備してきており、新年度においては引き続き非常食として乾パン、飲料水のほか、避難所における被災者のプライバシー確保のため簡易型テント40張りを購入、整備するものであります。そのほか、昨年度役務費で計上しておりました特殊無線技士養成受講料3万3,000円は受講終了により減、また19節負担金、補助及び交付金のうち昨年度計上しておりました北海道防災航空隊員負担金12万9,000円につきましては砂川地区広域消防組合の共通経費において計上されるため、減額となるものでございます。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額でございます。

39ページに参りまして、9目諸費でございます。本年度予算額323万円、前年と同額で、財源は全て一般財源でございます。本目は、表彰関係や弔慰金、会議、来客用などの他の費目に属さない予算を計上するもので、前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

続いて、45ページをお開き願います。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、前年度比較で1万6,000円の減、19節負担金、補助及び交付金において研修会等への参加負担金の減でございます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円で、前年度同額でございます。

3目町長選挙費、本年度予算額240万3,000円、前年度比較、皆増、本年4月22日任期満了に伴います上砂川町長選挙に要します報酬、時間外手当等の人件費のほか、郵便料やポスター掲示場設営経費に係る事務経費を計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

では次に、東海財務係長。

○財務係長（東海孝司） 36ページ下段をごらん

ください。3目財政管理費、本年度予算額215万9,000円につきましては、各費目、前年度と同額につきまして説明を省略させていただきます。

37ページへ参りまして、4目会計管理費、本年度予算額106万4,000円、前年度比較で29万8,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、出納業務に係る経費を計上するものでございまして、増額の要因につきましては12節役務費におきまして先般指定金融機関であります北門信用金庫より経営環境の厳しさから、当銀行を指定金融とする中空知2市4町に対しましてこれまで無償としておりました出納室への派出事務手数料を負担願いたい意向の申し出がありまして、滝川市を初めといたします他市町の対応と同等に平成30年度については要望額の3割の32万4,000円を負担することとし、平成31年度以降は都度協議の上、決定するものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額1,443万1,000円、前年度比較で146万5,000円の増でございます。財源内訳は、全額その他特定財源でございます。本目につきましては、町有財産の管理経費を計上するものでございます。増額の主な要因につきましては、13節委託料におきまして下鶉分譲団地整備業務委託経費140万円を計上するもので、団地内の5区画の分筆登記業務を行うものでございます。

以上で2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

では次に、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、総務費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

36ページをごらんください。2目文書広報費でございます。本年度予算額523万7,000円、前年同額でございます。財源は、その他特定財源といたしまして20万円を充当し、一般財源は503万7,000円でございます。前年度と同様の内容につき、説

明は省略させていただきます。

次に、38ページをごらんください。6目企画費でございます。企画課所管事項としては19節負担金、補助及び交付金で、本年度予算額119万9,000円、前年度対比12万5,000円の減で、先ほど庶務係長からの説明のありました北海道防災航空隊員負担金12万9,000円の減によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、40ページをごらんください。11目地域振興費でございます。本年度予算額1,505万7,000円、前年度対比で119万9,000円の減でございます。財源は、その他特定財源といたしまして91万円を充当し、一般財源は1,414万7,000円でございます。増減の主な理由でございますが、資料ナンバー5をごらん願います。民間賃貸住宅家賃助成事業がありますが、移住、定住の促進と地域経済活性化を図ることを目的に家賃の一部を助成するもので、対象住宅は中央南1条2丁目1番と鶴本町北2丁目1番に建設の2棟16戸で、助成対象者は世帯主が満50歳以下で、対象住宅に居住し、住民登録をすること、また公務員、転勤、出向、出稼ぎ等によるものでないこと、また生活保護を受けていないことなどを条件に月額5,000円、60カ月を限度とし助成するもので、8節報償費96万円増の339万円を計上したところでございます。また、昨年11月にオープンした多世代交流拠点施設まちの駅ふらっとの運営経費として11節需用費で消耗品や光熱水費等139万円増の300万5,000円、次ページになりますが、12節役務費で電話料や手数料等で44万1,000円増の63万2,000円、13節委託料で除雪や清掃委託料など32万5,000円増と昨年炭鉱閉山30年の記念映像作成業務として500万円の減との相殺により462万円減の172万9,000円、14節使用料及び賃借料ではテレビ受信料や有線使用料などの増により9万円増の19万円、18節備品購入費で10万円増の20万円、また19節負担金、補助及び交付金では中空知定住自立圏の負担金として65

万円の減とシェアハウス管理運営のための上砂川就業・観光コミュニティ補助金105万8,000円の増との相殺により41万7,000円増の443万7,000円を計上したところでございます。

次に、42ページをごらんください。12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額2,086万8,000円、前年度対比4万5,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目については、地域おこし協力隊6名の人件費と活動経費を予算計上しており、増額の主な要因でございますが、人件費においては1節報酬で55万円増の1,283万8,000円、3節職員手当等で18万円増の240万8,000円、また活動経費につきましては11節需用費で新協力隊員の住居の修繕料など76万円減の178万円を計上したところでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、46ページをごらんください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額30万2,000円、前年度対比26万円の増でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。増額の主な要因でございますが、5年に1度、住宅・土地統計調査の調査年に当たる年であり、1節報酬で22万円増の23万5,000円、11節需用費で3万4,000円増の5万8,000円の計上となっております。

以上、総務費における企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、2款総務費のうち住民課が所管します事項についてご説明をいたします。

予算書は38ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額605万8,000円、前年度比較91万4,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる

経費及び交通安全指導車等にかかわる経費を計上しております。7節賃金266万8,000円、前年度対比12万円の増は、単価改定による増でございます。11節需用費43万1,000円、前年度対比94万8,000円の減は、昨年度設置した防犯カメラの増設経費の減でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、44ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,989万3,000円の計上で、前年度比較202万9,000円の増、財源内訳は国・道支出金48万2,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,741万1,000円でございます。11節需用費47万円の計上で、前年度対比9万4,000円の増は、隔年で購入しております改ざん防止用紙の購入によるものでございます。13節委託料181万6,000円、前年度対比105万8,000円の増と19節負担金、補助及び交付金438万8,000円、前年度対比20万8,000円の増につきましては、中空知5市5町で共同運用しております戸籍システムが本年10月に更新されることから、端末機器の導入に係る経費などを計上したことによる増でございます。14節使用料及び賃借料1,318万1,000円、前年度対比23万3,000円の増は、住基システム利用料の増によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続きまして斎藤教育次長、お願いします。

○教育次長（斎藤琢也） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

39ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,744万6,000円、前年度と比較いたしまして65万3,000円の増

となっております。財源内訳は、その他特定財源が30万円、一般財源が1,714万6,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額658万2,000円、前年度と比較いたしまして63万2,000円の増となっておりますが、燃料費の増によるものでございます。続きまして、40ページをお開きください。13節委託料でございます。本年度予算額801万3,000円、前年度と比較いたしまして26万1,000円の減は、隔年実施で行っておりますガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務がことしは照明器具清掃業務を行うことによる差し引きでございます。18節備品購入費でございます。本年度予算額79万2,000円、前年度と比較いたしまして24万2,000円の増は、町民センターの行事用看板が壊れたことによりまして新たに立て看板を購入することによるものでございます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続きまして西村税務出納課長。

○税務出納課長（西村英世） それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきまして説明させていただきます。

予算書43ページをお開き願います。2項徴税费、1目税務総務費でございます。本年度予算額12万7,000円、前年度比較で2,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬、税務業務にかかわります旅費と需用費を計上するものでございますが、税に関する書籍類の購入、消耗品費におきまして2,000円の減となるものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございますが、本年度予算額521万4,000円、前年度比較で16万2,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金353万8,000円、一般財源167万6,000円でございます。主な増減でございますが、11節需用費63万9,000円の計上で、前年度比較13万7,000円の増と

なっております。印刷製本費45万円につきまして、各税の納付書等の印刷経費を計上するものですが、個人情報の秘匿措置として本年度から特別徴収税額通知書を圧着式用紙とすることに伴いまして15万円増額となるものがございます。また、修繕料につきましては、本年度に徴収用車両の車検整備がないことから、前年度から1万9,000円減となっております。12節役務費21万5,000円の計上で、前年度比較3万9,000円の減となっております。本年度は徴収用車両の車検がない年度となることから、自動車保険料と車検手数料を合わせ3万9,000円の減となるものがございます。13節委託料403万5,000円の計上で、前年度比較25万9,000円の減となっております。徴税に係ります電算システムの業務委託費を計上するものですが、昨年度行いました固定資産税評価がえに伴いますシステムの処理経費が本年度は必要ないことなどから、減額となるものがございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続きまして内野監査事務局長。

○監査事務局長（内野博之） それでは、監査委員費について説明いたします。

47ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度同額で全て一般財源でございます。本費目は、監査業務にかかわります経費を計上するものがございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） 以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

まず初めに、34ページから36ページ、1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方、ご発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） これ小さい事柄といえは小さい事柄なのですけれども、庁用郵便の取り扱いの関係なのですけれども、私も職員時代余り気が

つかなかった点なのですけれども、実際に郵便を今度受け取る側になって、役場のほうから私宛てに、いろんな係からという部分もあるのですけれども、2通も3通も来るのです、同じ日に。これは、やっぱり役場のほうで集中管理しているわけだから、ある程度郵便差し出す時刻に、見ればわかるのです。同じ宛先のが何通あるなという場合は、一回り大きな封筒に入ると25グラム以内だったら同じ料金でいくし、仮に重量が多少オーバーしても10円追加するだけでいくと思うのです。僕ら中封筒、中封筒と言ったのですけれども、それには大体3通ぐらいは入ると思うのです。そういうこともちょっと見直しというのを考えてもらえないかということと、それからもう一つ、今度受け取った側の関係なのですけれども、会議とか集会とか参加要請をされる場合の郵便があるので、紙面の報告を求められている部分があって、その報告を求める用紙は入っているのですけれども、返信用の封筒が入っていないのです。これ返信用は、直接車で持っていけばいいのですけれども、足のない人というのは郵便に出さざるを得ないわけです。自分で封筒用意して、切手を張ってという形になるかと思うのですけれども、これも非常に手間なのです。人を集めるだけでも手間なのに、さらに今度差し出す役目を負った人というのは大変な苦労があると思うのです。それで、普通であれば返信用の封筒に切手を張ってということになるのでしょうかけれども、これだったら直接持っていく場合は切手代が無駄になるというか、誰かは使えるのでしょうかけれども、今料金受け取り払い制度というのがありますよね。これは、後納郵便の扱いの事業所というのはそんなに難しくなく、事務所というか、指定してくれると思うのですけれども、この料金後払い制度を利用すると使わない場合は無駄にならないわけです、料金。だから、そこら辺の検討というのはどうかというふうにお聞きしたいなと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） ただいま2点ですね、について、総務課かな。

○庶務係長（佐藤利哉） 郵便料につきましては、各部署から案内出すと思うのですけれども、なかなかどのタイミングでどなたにというのもちょっと難しいのかなというふうには考えます。ですけれども、郵便料の減ということを考えますと検討する余地はあるのかなとは思っているのですけれども、現段階ではちょっと厳しいところかなとは思っております。

○委員長（吉川 洋） はい。

○5番（数馬 尚） 郵便というのは一定時間、例えば2時か3時ぐらいになったら、昔でしたら公務補さんのところに全部集まっていくわけです。そこでいわゆる全部比較できる、チェックできるわけですね。同じ人間の宛先の郵便物が何通あるということは簡単にわかるわけです。だから、そんなに難しくないと考えるのです。だから、一回り大きい封筒を用意していけば、宛先別に書かなければならないかもしれないけれども、小封筒の郵便物を3通ぽんと入れて、差し出すだけでいいわけです。だから、そういう場合、何もそんなに時間かかることではないのでないかなと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） 町長。

○町長（奥山光一） 予特なので、答えたくなかったのですけれども、総務課長がいませんので、お答えしますけれども、今庶務係長が申し上げたとおり、もしくは数馬委員のお話があったとおり物理的には可能だと思います。ただ、集まる場所が公務補さんのところなのですが、以前と違って、今現在は午前、午後、時間帯によっては大量に出る場合については都度郵便局に発送しているという状況になっています。実際にどこにどういう形でどこの係が誰に何通出すのか、これ物理的には確におっしゃるとおりなのですけれども、現実的な部分でいくとどういうふうには押さえればいいのか、中封筒なりとも誰がどういうふうにはそれを

整理していくのか、その辺も含めて検討はいたしますけれども、その辺の整理がちょっと時間かかるのだらうなというふうには思っています。

それと、後納郵便については私も記憶あります。これ役場全体でまとめていくわけではなくて、その業務ごとに許可をとるのです。町長の手紙だったら後納料金で1万とか郵便局に取っています。ですから、ただ、今出欠報告、どの程度皆さんのほうに行っているかという部分もあるのですけれども、その辺も含めて検討はさせていただきたいと思えます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

よろしいですか。検討していただくということで。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

次、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次、2目文書広報費から6目企画費について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次に、7目公平委員会費から12目地域おこし協力隊事業費までについて一括質疑を受けます。質疑ございませんか。小澤委員。

○1番（小澤一文） 11目地域振興費の中の8節報償費の中の移住定住奨励金、民間賃貸住宅家賃助成事業について1点だけお聞きします。

助成金、月額5,000円、60カ月、これはすごく頑張ったと思いますので、評価させていただきたいと思うのですが、1点、所得の上限を決めなかった部分の理由と伺いますか、この辺の経緯を、簡単に結構なのですけれども、お答えください。

○委員長（吉川 洋） ここは企画課。

○企画課長（浅利基行） まず、本町への移住、定住というところを主眼に置いておりますので、所得の制限とかという、そういった項目は設けなかったところがございます。まずは、ほかの町から本町に移住してもらうというところを重点に置かせていただきました。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○1番（小澤一文） はい、ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

答弁よろしいですね。

○1番（小澤一文） はい、いいです。ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） なければ、打ち切ります。

それでは次、2項徴税費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次に、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について一括質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

それでは、3款民生費に入りたいと思います。民生費については、扇谷福祉課長、斎藤住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） それでは、3款民生費のうち福祉課の所管事項につきまして主な増減を中心にご説明申し上げます。

予算書48ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額3億4,864万5,000円、前年度比較254万2,000円の増、財源内訳は国・道支出金2億1,892万2,000円、起債1,360万円、その他特定財源2,396万3,000円、一般財源9,216万円でございます。7節賃金375万円の計上で、前年度比較14万2,000円の増は、福祉バス運転手及び添乗員の賃金単価改正によるものでございます。8節報償費946万円の計上で、前年度比較31万5,000円の減となっております。全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。49ページに移ります。20節扶助費でございますが、2億6,911万4,000円の計上で、前年度比較239万円の増となっております。増減の主な要因は、介護用品支給事業の制度拡充による利用者の増、障害者自立支援給付費226万8,000円の増はサービスの利用者、障害児のほうの増、地域生活支援事業の82万3,000円の減はサービス利用者の施設入所によるものでございます。

続きまして、50ページをお開き願います。2目老人福祉費、本年度予算額870万円、前年度比較8万9,000円の減、財源内訳は国・道支出金23万3,000円、起債610万円、一般財源236万7,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。11節需用費は42万6,000円の計上で、前年度比較10万円の減となっております。主な要因は、緊急通報装置の修繕台数の減によるものでございます。13節委託料76万8,000円の計上で、前年度比較15万4,000円の増となっております。主な要因は、高齢者配食サービスの利用者増と救急医療キット配布事業による増でござ

います。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額688万8,000円、前年度比較1,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館等に係る経費を計上しております。51ページです。11節需用費64万5,000円の計上で、前年度比較3万6,000円の減となっております。修繕料におきまして、平成29年度各町生活館等の消火器更新、済みましたことによる減でございます。

次に、4目複合施設費、本年度予算額392万7,000円、前年度比較14万4,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあいセンターの自治会への管理委託経費が主なものでございます。7節賃金231万5,000円の計上で、前年度比較13万4,000円の増となっております。児童厚生員の賃金単価改定による増でございます。

2ページ飛びまして、54ページをお開き願います。7目介護予防費、本年度予算額616万7,000円、前年度比較23万9,000円の減で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもの、各種リハビリ専門職による機能の維持、向上のための指導や要介護になる可能性が高い高齢者の閉じこもり防止のための交流会、高齢者の筋力維持を目的とした百歳体操などが主な事業でございます。7節賃金300万8,000円の計上で、前年度比較22万8,000円の減となっております。介護保険制度の改正により一般介護予防事業の一部は日常生活支援総合事業に移行したことに伴う看護師等の回数減によるものでございます。8節報償費40万7,000円の計上で、前年度比較17万1,000円の増は、介護支援ボランティアの活動回数増

によるものでございます。11節需用費43万4,000円の計上で、前年度比較27万7,000円の減となっております。介護保険制度改正に伴う日常生活総合事業の通所サービス開始に伴う一般介護予防事業の内容変更による減でございます。13節委託料160万2,000円の計上で、前年度比較32万4,000円の増となっております。まちの駅ふらっとでの健康運動指導士による筋力アップ指導や会場まで通うことが困難な人への訪問による個別の筋力維持増進支援の充実を図るための専門職委託の回数増によるものでございます。

55ページをごらんください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,568万8,000円、前年度比較231万6,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金2,350万7,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,198万1,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業や保育園で実施しておりますおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭医療などの経費を計上しているものでございます。8節報償費203万1,000円の計上で、前年度比較42万8,000円の増となっております。育児用品購入券贈呈事業の前年度対象者の支給繰り越し見込み分によりまして41万9,000円の増となるものでございます。56ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金3万6,000円の計上で、前年度比較3万6,000円の増となっております。これは、認定こども園開設に向けた視察と職員の資質向上のための研修等に係る参加費でございます。20節扶助費3,222万8,000円の計上で、前年度比較266万1,000円の減となっております。児童手当2,588万5,000円につきましては、支給対象となります中学生までの子供の数の減少によりまして177万円の減となるものです。

次に、2目保育所費でございます。本年度予算額1,628万円、前年度比較で3,669万3,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金92万3,000円、その他特定財源108万9,000円、一般

財源1,426万8,000円でございます。7節賃金640万3,000円の計上で、前年度比較827万3,000円の減となっております。減額の主な要因は、認定子ども園開設に向けた正職保育士を採用したことによる嘱託保育士賃金の減でございます。11節需用費697万3,000円の計上で、前年度比較78万2,000円の減となっております。減額の主な要因は、給食提供数の減に伴う56万9,000円とステップアップ等の教材を今年度は備品購入費のほうに計上したことによる減でございます。次に、57ページでございますが、13節委託料32万5,000円の計上で、前年度比較2,750万円の減は、認定子ども園実施設計が終了したことによる減でございます。18節備品購入費28万6,000円の計上で、前年度比較35万9,000円の減となっております。今年度AEDを計上していないための減となっております。19節負担金、補助及び交付金144万円の計上で、前年度比較20万6,000円の減となっております。本町の子供が通う砂川市に所在する天使幼稚園に通う場合に支払う施設費給付費です。平成30年度は、2名分の予算139万3,000円を計上するものでございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額33万8,000円、前年度比較1万6,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。生活困窮世帯に対します福祉燃料扶助の経費を計上するものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上、3款民生費に係ります福祉課所管の予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続きまして斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、3款民生費

のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書は49ページでございます。1目社会福祉総務費、13節委託料のうち年金生活者支援給付金システム導入業務24万3,000円につきましては、平成31年10月1日からの消費税10%導入時に所得の一定の基準を下回る老齢基礎年金等受給者に給付金を支給するためのシステム改修であります。20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、18万9,000円増の952万1,000円を計上しております。28節繰出金5,037万1,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明いたします。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、52ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額1億2,716万9,000円、前年度比較84万2,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,861万8,000円、一般財源9,855万1,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴い、関係予算を介護保険費に計上するものでございます。8節報償費77万円、前年度対比49万4,000円の増は、認知症サポーター養成講座などの各種研修会の開催増に伴う講師謝礼の増でございます。11節需用費41万6,000円の計上で、前年度対比134万4,000円の減は、昨年度全戸配布しました認知症安心ガイドなどの作成経費の減によるものでございます。13節委託料1,348万7,000円の計上で、前年度対比205万5,000円の増は、高齢者の機能改善と維持を図り、要介護状態になることを予防することを目的に昨年10月から実施しました通所型サービスに要する経費374万3,000円の新規計上と認知症施策推進事業の委託料減によるものであります。18節備品購入費6万円の計上で、前年度対比178万7,000円の減は、昨年度から実施しております認知症カフェなどの新規事業で使用する備品購入費の減でございます。19節負担金、補助及び交付金の空知

中部広域連合負担金は1億1,039万5,000円の計上で、前年度対比19万円の減となっております。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、内容の説明は省略させていただきます。

6目地域包括支援センター費、本年度予算額3,015万8,000円、前年度対比72万8,000円の増で、財源内訳はその他特定財源2,727万5,000円、一般財源288万3,000円でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る4名の人件費等を計上するものであります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節の退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は2,659万1,000円で、前年度比較75万9,000円の増となっております。11節需用費22万円の計上で、前年度対比10万円の増は、冬タイヤの更新及び車検費用の増でございます。19節負担金、補助及び交付金269万5,000円、前年度対比52万6,000円の減は、認知症初期集中支援チーム員研修負担金と退職手当負担金の減によるものです。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、54ページでございます。8目後期高齢者医療費、本年度予算額1億62万4,000円、前年度比較169万1,000円の減で、財源内訳は国・道支出金1,547万6,000円、その他特定財源107万6,000円、一般財源8,407万2,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。13節委託料145万2,000円の計上で、前年度対比91万2,000円の増は、昨年度より健診項目の追加と健診費用の無料化を実施したことにより利用実績を勘案し、90名増の210人を見込んだことによるものでございます。55ページでございます。19節負担金、補助及び交付金7,329万5,000円の計上で、前年度対比381万8,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費等の減によるものでございます。28節

繰出金2,574万5,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかは、前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略をいたします。

次に、56ページでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費につきましては前年度実績を勘案し、乳幼児医療費では23万2,000円減の354万7,000円、ひとり親家庭等医療費では65万9,000円減の249万6,000円を計上しております。

以上で3款民生費のうち住民課が所管しております事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

3款民生費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思いますが、時間の関係もございませぬけれども……質疑入りたいと思います。済みません。

それでは、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費、4目複合施設費について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、5目介護保険費から8目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2項児童福祉費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち

切りたいと思います。

それでは、3項生活保護費、4項災害救助費について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で3款民生費については質疑を打ち切ります。

ここで昼食のために暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時48分

再開 午後 零時58分

○委員長（吉川 洋） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きたいと思します。

4款衛生費に入ります。衛生費につきましては、扇谷福祉課長、斎藤住民課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算についてご説明いたします。

予算書58ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額1億1,784万4,000円、前年度比較1,096万8,000円の増でございます。財源内訳は、起債140万円、その他特定財源400万円、一般財源1億1,244万4,000円でございます。本目は、医師の確保対策、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しております。19節負担金、補助及び交付金804万7,000円、前年度比較218万7,000円の増でございます。59ページごらんください。福祉医療センター負担金600万円につきましては、町内医師確保のための施策として指定管理者で雇用する医師の人件費の一部を負担するものであり、前年比240万円を増額予算計上するものでございます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額

1,151万1,000円、前年度比較92万5,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金46万7,000円、起債800万円、一般財源304万4,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に係る経費につきまして対象者の増減や実績を勘案した見込みにより所要額を計上してございます。ほぼ前年同様の事業内容につき、説明については省略をさせていただきます。

以上で4款衛生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、4款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書60ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額861万2,000円、前年度比較48万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源851万7,000円でございます。11節需用費142万円、前年度対比70万3,000円の減につきましては、消耗品費で蜂駆除用防護服の購入、修繕費ではさわやかトイレの柱の修繕費の計上と昨年度実施した鶉共同浴場の煙突修繕工事費の減による相殺でございます。61ページ、19節負担金、補助及び交付金561万5,000円、前年度対比17万3,000円の増は、砂川地区保健衛生組合負担金の増でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額20万8,000円、前年度同額で財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度と同額の予算計上につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額9,739万1,000円、前年度比較で1,603万5,000円の増でございます。財源内訳は、地方債3,830万円、そ

の他特定財源1,000万円、一般財源4,909万1,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。

7節賃金566万2,000円、前年度対比13万5,000円の増は、単価改定による増でございます。11節需用費1,021万8,000円、前年度対比65万3,000円の増は、じんかい車の夏タイヤ更新と燃料費の単価アップによる増、一般廃棄物最終処分場の修繕経費の増で、修繕料486万2,000円の内容でございますが、シーケンサーの修繕で324万円、取水ポンプ等各種修繕99万2,000円、その他車検費用等でございます。次に、62ページでございます。19節負担金、補助及び交付金7,429万9,000円、前年度対比1,535万5,000円の増でございます。砂川地区保健衛生組合負担金5,780万4,000円、前年度対比1,616万4,000円の増は、クリーンプラザくるくるが建設から15年経過し、施設全体が老朽化してきていることから、今後の稼働に支障を来さぬよう30年度と31年度の2カ年計画でメタン発酵処理施設と中間リサイクル施設の改修工事を行い、施設の延命化を図るものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金は1,649万5,000円の計上で前年度対比59万4,000円の減となっております。そのほかは、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

3目し尿処理費、本年度予算額979万2,000円、前年度比較1,227万7,000円の減で、財源内訳はその他特定財源487万8,000円、一般財源491万4,000円でございます。7節賃金550万2,000円、前年度対比28万5,000円の増は、単価改定による増でございます。19節負担金、補助及び交付金340万3,000円の計上で、前年度対比1,258万9,000円の減でございます。旧砂奈浦衛生センターの廃止に伴い埋設管等の取水施設撤去工事が完了したことにより、砂川地区保健衛生組合負担金は皆減となっております。石狩川流域下水道組合負担金340万3,000円の計上で、前年度対比64万3,000円の減となっております。そのほかは、前年度とほぼ同額の

予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

衛生費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

まず初めに、1項保健衛生費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

では次に、2項清掃費全般について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切りたいと思います。

それでは次、5款労働費に入ります。内容の説明を浅利企画課長、お願いいたします。

○企画課長（浅利基行） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

64ページをごらんください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額311万1,000円、前年度比較で1万円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） それでは、労働費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。5款労働費全般について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で労働費の質疑については打ち切ります。

次、6款農林水産業費に入ります。斎藤住民課長、説明をお願いします。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、6款農林水産業費についてご説明をいたします。

予算書65ページでございます。1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額149万8,000円、前年度比較4万9,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、有害鳥獣駆除等に係る経費を計上しております。12節役務費では、昨年度計上した熊出没時の注意看板の作成経費を皆減としております。13節委託料につきましては、ヒグマやエゾシカの捕獲駆除業務を猟友会砂川支部に委託する経費として前年同額を計上しております。

以上で6款農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

6款農林水産業費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で6款農林水産業費については終了いたします。

次、7款商工費に入ります。商工費につきましては、浅利企画課長、斎藤住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

66ページをごらんください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額1,972万7,000円、前年度比較で80万円の減でございます。財源につきましては、国・道支出金16万円、その他特定財源といたしまして991万2,000円を充当し、一般財源は965万5,000円でございます。企画課所管事項といたしましては、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、中小企業原資預託金などですが、産業活性化センター管理経費につきましては11節需用費で修繕料10万円

の減額の13万円を計上しております。また、67ページをごらんください。21節貸付金では、中小企業融資について償還終了に伴い原資預託金75万円減の950万円を計上したところでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様につき、説明は省略させていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円、前年度同額でございます。財源につきましては、起債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。前年度と同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,025万7,000円、前年度対比2,000円の増でございます。財源内訳につきましては、その他特定財源531万5,000円、一般財源494万2,000円でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、続いて斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書66ページでございます。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金、総額で185万7,000円を計上しております。前年度と同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で7款商工費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、以上で商工費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

7款商工費全般について質疑を受けます。質疑のある方、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち

切りたいと思います。

以上で7款商工費について終了いたします。

次、8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。三原さん、お願いします。

○建設課技師長（三原浩明） それでは、8款土木費につきましてご説明申し上げます。

予算書69ページをお開き願います。土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億528万5,000円、前年度比較538万8,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万4,000円、起債40万円、その他特定財源115万1,000円、一般財源1億366万円でございます。本目は、主に街路灯の修繕費と下水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算の計上でございます。11節需用費942万7,000円で、前年度比較20万円の増額は、街路灯の電気料単価増によるものでございます。70ページをお開き願います。28節繰出金9,487万7,000円、前年度比較517万8,000円の増額は、下水道事業特別会計への繰出金によるもので、増額の要因につきましては下水道事業特別会計でのご説明とさせていただきます。その他につきましては、前年同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億937万1,000円、前年度比較1,599万4,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,367万6,000円、起債1,610万円、一般財源5,959万5,000円でございます。本目の増額の主な要因は、除排雪経費と橋梁の長寿命化事業によるものでございます。本年度除排雪経費につきましては、7節賃金、11節需用費のうち燃料費、13節委託料、14節使用料及び賃借料の排雪ダンプの借り上げ料を合わせまして総額2,405万円でございます。前年度比較253万6,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、賃金で通年雇用者の1名増と除雪運転手、作業員の増減、総員10名から11名と1名増員いたしまして、あと燃料費、委託料単価の増額によるものでございま

す。資料ナンバー6の事業箇所をご参照お願いいたします。13節1,634万2,000円のうち道路台帳補正事業業務40万円減、ローソン横の道路拡幅工事に伴います補正事務と橋梁長寿命化事業で末広橋補修調査設計業務650万円を新たに計上するものでございます。71ページ、15節工事請負費につきましては4,490万円、前年度比較1,050万円の増額となっておりますのは、橋梁長寿命化事業、春日橋補修工事と大雨による朝陽橋下大型ますの土砂詰まりの解消のためじんかい金物取りかえ工事を新たに計上するものでございます。その他につきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額2,426万6,000円、前年度比較2,891万9,000円の増額で、財源内訳につきましては起債250万円、その他特定財源2,176万6,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。11節需用費1,710万円、前年度比較2,865万円の減額となっております。経常経費の電気料と修繕料を計上するものでございます。72ページをお開き願います。13節委託料460万円、前年度比較17万円の増額は、消防設備点検、東鶉団地4棟60戸を新たに計上するものでございます。19節負担金、補助及び交付金52万5,000円、前年度比較35万円の減額は、下水道受益者分担金として昨年度より20件減の30件分を計上するものでございます。その他につきましては、前年同様の内容につきまして、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額9,129万円、前年度比較3,744万6,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金4,121万8,000円、起債4,180万円、その他特定財源827万2,000円でございます。本目は、1名の人件費と住宅整備費を計上するものでございます。人件費につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金のうちの退職手

当組合負担金を合わせまして総額749万2,000円を計上しており、前年度比較164万6,000円の減額は人事異動によるものでございます。73ページ、11節需用費38万8,000円、前年度比較27万円の減額は、緑が丘団地の消火器取りかえ等の完了したものでございます。資料ナンバー7から8をあわせてご参照お願いいたします。15節工事請負費8,320万円の計上で3,942万1,000円の増額は、平成27年度に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づき、下鶉改良住宅4棟20戸の屋根のふきかえと東山団地2棟26戸の外壁塗装及び屋根防水工事を行うものでございます。その他につきましては、前年同様の内容につきまして、説明を省略させていただきます。

以上で土木費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

8款土木費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。1項土木管理費について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

では次、2項道路橋りょう費について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次、3項住宅費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

それでは次、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤庶務係長。

○庶務係長(佐藤利哉) それでは、消防費につ

きまして説明いたします。

74ページをお開き願います。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額2億1,684万4,000円、前年度比較で5,718万3,000円の増で、財源は地方債で5,980万円、一般財源が1億5,704万4,000円でございます。増額の主な要因は、本年度水槽つき消防ポンプ自動車の更新で6,720万円を追加しますことと職員の退職に伴い人件費において約780万円が減額となる相殺でございます。現在上砂川支署で保有しています水槽つきポンプ自動車は、昭和61年に日本損保協会からの寄贈を受け、31年にわたり一線車両として使用されてきておりますが、修理部品の欠品や性能の低下から、火災活動時に支障を来さぬよう効率のよい消火設備を備えた車両に更新するものでございます。その他、昨年まで計上しておりました消防本部庁舎建設負担金につきましては、平成29年度をもって起債の償還が終了しましたことから、減となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

9款の消防費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。消防費全般について質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

9款消防費について質疑を打ち切ります。

では次、10款教育費に入ります。教育費については、斎藤教育次長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、斎藤教育次長。

○教育次長(斎藤琢也) それでは、教育費についてご説明申し上げます。

75ページをごらん願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額12万8,000円で、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、全て前年同額でござ

いますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額1,333万円、前年度と比較いたしまして114万6,000円の増額となります。財源内訳は、国・道支出金が41万9,000円、地方債250万円、一般財源1,041万1,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費、修繕料、本年度予算額8万円、前年度対比5万1,000円の増となっておりますが、これは教育委員会公用車車検に係る経費の一部を計上したことによるものでございます。それでは、76ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額648万円、前年度対比102万4,000円の増額となります。主な理由といたしましては、本町の小学生が通級しております砂川市の言語障害児教室の負担金の増と、本年度は福井市鶉地区小学生交流事業におきまして福井市児童派遣の年に当たりますので、それに伴い実行委員会への補助金が増額になることによるものでございます。

77ページをごらんください。続きまして、2項小学校費でございます。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,189万2,000円、前年度と比較いたしまして1億9,760万9,000円の減額となります。財源は、全て一般財源となっております。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額981万1,000円、前年度対比26万円の増額となっております。これは、臨時職員賃金単価増額分を本年度の当初予算として計上したことによるものでございます。13節委託料、本年度予算額194万3,000円、前年度対比291万7,000円の減となっております。これは、昨年実施いたしました小学校大規模改修工事に係る管理業務相当分が減額になったことによるものでございます。78ページをお開き願います。18節備品購入費でございます。本年度予算額15万2,000円、前年度対比5万2,000円の増額となっております。これは、小学校で使用しております体重計の更新によるものでございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。2目教育振興費、本年度予算額767万5,000円、前年度と比較いたしまして198万円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金が4万8,000円、地方債65万円、一般財源が697万7,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額65万7,000円、前年度対比60万9,000円の減となっております。これは、タブレットで使用するソフトウェアの一部について2年目以降使用料が発生しないことによるものでございます。20節扶助費でございますが、本年度予算額192万2,000円、前年度対比105万円の減額となります。これは、昨年29人で見込んでおりました準要保護の人数が19人になったことによるものでございます。

79ページをごらんください。3項中学校費でございます。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,947万6,000円、前年度と比較いたしまして270万7,000円の増となります。財源内訳は、全て一般財源でございます。1目1節報酬でございますが、本年度予算額360万円、前年度対比30万円の減となります。これは、現在の外国人英語指導助手が帰国をし、新たな指導助手が赴任するため、報酬の差額により減となるものでございます。7節賃金でございますが、本年度予算額980万5,000円、前年度対比43万円の増となっております。こちらは、小学校費と同様、臨時職員の賃金単価増によるものでございます。9節旅費でございますが、本年度予算額68万5,000円、前年度対比63万円の増でございます。これは、現在の外国語指導助手の帰国に係る旅費を計上したことによるものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,143万円、前年度対比88万7,000円となっております。これは、燃料費の単価増と電気料金の基本料金の増額によるものでございます。80ページをお開きください。15節工事請負費でございますが、本年度予算額111万4,000円でございます。これは、昨年度の大雨により格技

室裏ののり面が一部流失したことから、その復旧経費を計上したことによるものでございます。18節備品購入費でございますが、本年度予算額10万円、前年度対比31万1,000円の減となっております。これは、昨年度校舎内カーテンの一部更新に係る経費相当分が減額になったものによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額33万5,000円、前年度対比26万3,000円の増となっております。これは、7月以降に着任予定の外国語指導助手の渡航来日負担金を計上したことによるものでございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。2目教育振興費、本年度予算額891万3,000円で、前年度対比61万5,000円の減となります。財源内訳は、国・道支出金が14万円、地方債65万円、一般財源が812万3,000円でございます。14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額68万7,000円、前年度対比60万9,000円の減となっております。こちらにつきましても小学校費同様、タブレットで使用するソフトウェアの一部について2年目以降使用料がかからないことによるものでございます。81ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金についてですが、本年度予算額221万1,000円で、前年度対比19万2,000円の増となっております。こちらにつきましては、学校給食費助成事業及び修学旅行費の助成事業の対象者の増によるものでございます。20節扶助費でございますが、本年度予算額314万5,000円、前年度対比20万3,000円の増でございます。これは、新入学用学用品が倍額になったことによる増でございます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額203万2,000円、前年度と比較いたしまして55万円の増となっております。財源内訳は、地方債が50万円、一般財源が153万2,000円でございます。8節報償費でございます。本年度予算額88万7,000円で、前年度と比較いたしまして43万4,000円の増となっております。

すが、町民芸術観賞用の報償費を今年度は当初予算に計上したことなどによる増でございます。

82ページをお開き願います。2目青少年対策費、本年度予算額406万9,000円、前年度と比較いたしまして1万8,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本予算は、子ども会並びに子供に関する行事関係を計上する予算となっております。内容の説明につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、省略をさせていただきます。

83ページをごらんください。続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額243万3,000円で、前年度と比較いたしまして1万4,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は96万6,000円で、前年とおおむね同額でございますので、内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費、本年度予算額286万6,000円で、前年度と比較いたしまして16万6,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。84ページをお開き願います。14節使用料及び賃借料でございますが、小学校のスキー授業でこれまで2学年で行ってございましたものを児童数の減によりまして3学年での移動になったことから、これまで6台使用してございましたバスが4台になったことによる減でございます。

続きまして、2目体育施設費でございます。本年度予算額1,428万5,000円で、前年度と比較いたしまして676万8,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が70万円、一般財源が1,358万5,000円でございます。7節賃金でございますが、本年度予算額261万、前年度対比10万8,000円の増でございますが、臨時職員の賃金単価増によるものでございます。11節需用費でございま

すが、本年度予算額738万1,000円で、前年度対比638万1,000円の増となっておりますが、これは鶉プールの上屋シートが経年劣化により使用に耐えられない状態になったことから、今年度と来年度2年間かけて交換をすることによる増でございます。続きまして、13節委託料でございますが、本年度予算額391万9,000円、前年度対比100万円の増でございます。奥沢パークゴルフ場の管理委託料の増によるものでございます。続きまして、18節備品購入費でございます。本年度予算額17万7,000円でございます。これにつきましては、鶉プールのベンチがさびて、使用に耐えられなくなったことから、新たに6台購入するものでございます。

以上で10款教育費の説明を全て終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長(浅利基行) それでは、10款教育費のうち、企画課所管事項につきまして内容の説明を申し上げます。

82ページをごらんください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館につきましては、5月から10月末までの土曜と日曜日及びお盆期間の開館となっております。本年度は63日間の開館を予定しております。炭鉱館運営経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で10款教育費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。まず初めに、1項教育総務費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないので、打ち切りたいと思います。

次に、2項小学校費、3項中学校費について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないので、打ち切りたいと思います。

では次、4項社会教育費全般について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないので、打ち切りたいと思います。

では次、5項保健体育費全般について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切りたいと思います。

それでは次、11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長(佐藤康弘) それでは、ご説明いたしますので、予算書86ページをお開き願います。

災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万4,000円で、前年度比較1,000円の増額となっております。財源につきましては一般財源でございます。1,000円の増額は、賃金単価の改正によるものでございます。

以上です。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

災害復旧費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないのでございますので、打ち切ります。

11款災害復旧費については、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは次、12款公債費、13款職員費、14款予

備費に入ります。12款公債費と14款予備費については東海財務係長より、また13款職員費については佐藤庶務係長から順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、東海財務係長。

○財務係長（東海孝司） それでは、私から公債費につきましてご説明いたします。

87ページをご覧ください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億3,374万8,000円、前年度比較で941万3,000円の増、財源内訳はその他特定財源が1億150万6,000円、一般財源が2億3,224万2,000円でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、昭和63年度から平成28年度借り入れの長期債95件分の償還元金で平成26年度借り入れの臨時財政対策債など長期債8件の償還開始と平成9年度借り入れの臨時税収補填債など7件の償還が終了した相殺による増でございます。

2目利子、本年度予算額2,803万9,000円、前年度比較で618万2,000円の減、財源内訳はその他特定財源が968万9,000円、一般財源が1,835万円でございます。23節償還金、利子及び割引料につきましては、昭和63年度から平成29年度借り入れまでの124件の長期債償還利子及び一時借入金利子の計上で、長期債など償還終了に伴う利子の減でございます。

続きまして、89ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源内訳は全て一般財源でございます。

以上で12款公債費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

では、続きまして佐藤庶務係長。

○庶務係長（佐藤利哉） それでは、職員費につきましてご説明いたします。

88ページをごらんください。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億6,921万4,000円で、前年度比較286万3,000円の増、財

源の内訳はその他特定財源2,482万3,000円、一般財源で4億4,439万1,000円となっております。本日は、職員総数74人から広域連合への派遣、各特別会計などに計上した8人分を除く一般職65人に特別職3人を含めた68人分の人件費を計上するものでございます。2節給料、本年度予算額2億4,096万4,000円、前年度比較で413万4,000円の増となっております。主な増額要因としまして、定年退職者3名、再任用任期満了3名、計6名の退職に対し、本年度において新規採用7名、新規再任用3名、計10名の採用との相殺により増となるものでございます。3節職員手当等、本年度予算額1億1,009万3,000円、前年度比較で111万8,000円の増となっております。給料同様、退職者と採用者の相殺に人事院勧告実施分の0.1月分を取り入れたことなどによる増でございます。4節共済費、本年度予算額7,388万4,000円、前年度比較で359万8,000円の増でございます。共済負担金率の引き上げなどに伴う増でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額4,427万3,000円、前年度比較で598万7,000円の減でございますが、主な要因としまして退職手当負担金率の引き下げに伴う減でございます。

以上、職員費について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。12款公債費全般、13款職員費全般、14款予備費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたしました。

それでは、歳入に入りたいと思います。歳入全般については、東海財務係長から説明をお願いいたします。

○財務係長（東海孝司） それでは、歳入につきまして一括ご説明いたします。

前年度と比較しまして増減の大きいものにつきましての説明とさせていただき、前年度同額や異動の小さいものにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

予算書14ページをお開き願います。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算6,250万円、前年度比較で100万円の減額となっております。所得割額の減によるものでございます。

2目法人、本年度予算額1,764万4,000円、前年度比較で1,026万円の増額となっております。法人税割の増が主な要因でございます。

固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額4,881万7,000円、前年度比較368万3,000円の減額で、固定資産の評価がえに伴う減でございます。

15ページへ参りまして、軽自動車税、1目軽自動車税、本年度予算額651万、前年度比較24万円の増額で、軽自動車税の登録台数は当初比較で減少しておりますが、新車購入の場合の旧税率から現行税率への税額への引き上げ、また登録から13年経過で税率が重課税率へ引き上げとなる台数が上回ることを見込み、増額するものでございます。

17ページへ参りまして、地方消費税交付金でございます。1目地方消費税交付金、本年度予算額4,160万円、前年度比較60万円の増額で、交付実績の勘案により増額を見込むものでございます。

18ページへ参りまして、地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額15億8,200万円、前年度比較5,100万円の減額となっておりますが、これにつきましては算定の基礎となります国調人口の減に対しまして平成29年度交付実績及び人口急減補正を勘案し、あわせて国の地方財政計画での削減を考慮しまして、普通交付税におきましては昨年度当初予算比較で2,800万円減の13

億8,200万円、特別交付税においては全国的な災害への復旧の影響があるものと見込みまして、2,300万円減の2億円を計上するものでございます。

19ページへ参りまして、分担金及び負担金でございますが、1目民生費負担金、本年度予算額374万7,000円、前年度比較371万8,000円の減額でございます。保育料におきまして町独自に多子軽減の所得制限、年齢制限を撤廃したこと等による収入減を見込むものでございます。

使用料及び手数料、使用料でございますが、1目総務使用料、本年度予算額61万円、前年度比較17万3,000円の増でございます。2節、就業・観光体験等宿泊施設、シェアハウス使用料におきまして施設利用の実績勘案による収入増を見込むものでございます。また、3節多世代交流拠点施設使用料として、昨年11月に開設しましたふらっとの使用料収入1万円を新たに計上しております。

20ページへ参りまして、4目土木使用料、本年度予算額1億6,024万8,000円、前年度比較396万円の減額で、2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数減による使用料の減となっております。

21ページへ参りまして、証紙収入でございますが、1目証紙収入、本年度予算額1,450万円、前年度比較91万7,000円の減で、公営改良住宅の水洗化によるし尿処理の証紙収入の減を見込むものでございます。

続きまして、国庫補助金、22ページへ参りまして、2目民生費補助金、本年度予算額156万3,000円、前年度比較で1,960万5,000円の減額は、臨時福祉給付金給付事業の減によるものでございます。

4目土木費補助金、本年度予算額7,489万4,000円、前年度比較5,160万5,000円の増は、1節道路橋りょう費補助金で橋梁長寿命化補修事業に伴う増と2節公営住宅建設費補助金で下鴨改良住宅屋根改善事業及び東山団地外装改善事業が増になったことによるものでございます。

23ページに参りまして、道補助金でございますが、2目民生費補助金、本年度予算額697万6,000円、前年度比較48万2,000円の減額は、1節社会福祉費補助金のうち主に地域生活支援事業の減と24ページへ参りまして、2節児童福祉費補助金のうち乳幼児医療費及びひとり親家庭医療費の該当者の減によるものでございます。

25ページに参りまして、財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算額1,742万8,000円、前年度比較84万3,000円の増額は、民間事業者等への土地貸付収入の増によるものでございます。

26ページへ参りまして、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額60万円、前年度比較1億3,680万円の減額でございます。地域振興基金繰入金につきましては60万円、同額でございますが、前年度計上しておりました教育施設整備基金繰入金1億30万円、ふるさとづくり基金繰入金900万円、公共施設等整備基金繰入金の2,750万円が減額となるものでございます。

27ページへ参りまして、諸収入、雑入でございます。5目雑入でございます。本年度予算額7,258万4,000円、前年度比較733万8,000円の減額で、包括的支援事業等や介護予防事業等の減によるものでございます。

続きまして、28ページ、町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億1,130万円、前年度比較1,070万円の減となっております。臨時財政対策債等の減によるものでございます。

2目衛生債、本年度予算額3,830万円、前年度比較、皆増でございます。先ほどもご説明ありましたが、砂川市の一般廃棄物処理施設くるくるの長寿命化事業に対する負担金に要する事業債でございます。

3目土木債、本年度予算額5,790万円、前年度比較3,610万円の増となっております。1節道路橋りょう債で末広橋長寿命化補修設計事業、春日橋長寿命化補修事業に要する事業債1,610万円を

計上し、2節公営住宅債では前年度の緑が丘団地除却事業の終了による減額に引き続き下鶉改良住宅屋根改善事業に加え、東山団地外装改善事業に要する事業債3,190万円を計上するものでございます。

続きまして、4目消防債、本年度予算額5,980万円、前年度比較、皆増でございます。水槽つき消防ポンプ自動車の更新事業に要する起債の借入れを見込むものでございます。

最後に、教育債は小学校大規模改修事業終了による廃目でございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

歳入の説明が終わりました。歳入全般について質疑を受けたいと思います。ページ数と項目を述べてからご発言を願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りしたいと思います。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出と歳入全般について質疑をもう一度受けたいと思います。質疑のある方はご発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成30年度上砂川町一般

会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

◎散会の宣告

○委員長（吉川 洋） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

なお、明日午前10時からまた委員会を再開いたしますので、ご出席の方よろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

（散会 午後 1時53分）

平成30年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月15日（木曜日）午前10時00分 開議
午前10時57分 閉会

○議事日程 第2号

議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第11号 平成30年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成30年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第13号 平成30年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） おはようございます。た
だいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員
会は成立をいたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第10号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入ります。

議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、平成30年度
国民健康保険特別会計予算についてご説明をいた
します。

国民健康保険事業につきましては、昨日の全員
協議会でご説明しておりますが、今年4月から都
道府県単位化が始まり、北海道が財政運営の責任
主体として市町村とともに健全で安定的な国保運
営を担うこととなり、負担の公平化と医療費のり

スク分散などによる財政の安定化を図るもので、
市町村は北海道が策定した事業費納付金を北海道
へ納付することとなりますが、本町におきまして
は引き続き空知中部広域連合が国保事業を運営し
ていきますので、今までどおり広域連合へ分賦金
を納めることとなります。

歳出でございます。114ページをお開き願いま
す。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1
目一般管理費、本年度予算額9,389万円、前年度
比較8,926万8,000円の減で、財源内訳はその他特
定財源5,073万9,000円、一般財源は4,315万1,000
円でございます。主な減額要因は、昨年度計上し
た標準システム導入経費2,723万8,000円の減と都
道府県単位化による空知中部広域連合負担金の減
によるものでございます。19節負担金、補助及び
交付金では、空知中部広域連合分賦金、前年度対
比6,505万5,000円減の9,056万円を計上しており
ます。また、北海道クラウド運営負担金301万円
につきましては、標準システムを共同利用するた
めの運営経費として新たに計上するものでござい
ます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予
算額113万5,000円、前年度比較9万3,000円の減
で、財源内訳はその他特定財源でございます。13
節委託料15万9,000円、前年度対比27万3,000円の
減、14節使用料及び賃借料71万3,000円、前年度
対比16万8,000円の減は、既存の国保システムか
ら標準システムに変更することに伴う経費の精査
でございます。

2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年同額
につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、110ページをご
らん願います。2、歳入、1款国民健康保険税、

1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額4,281万4,000円、前年度比較154万8,000円の減と2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額47万5,000円、前年度比較7万1,000円の減につきましては、後期高齢者医療制度への移行や転出等に伴う被保険者数の減などによるものでございます。保険税合計では、前年度比較161万9,000円減の4,328万9,000円を計上するものでございます。

次に、112ページでございます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料は前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額5,037万1,000円、前年度比較7,000円の減でございます。内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います減収分を補填する保険基盤安定分が2,808万8,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,361万2,000円、広域連合職員給与費分等で867万1,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

基金繰入金は、廃項としてございます。

4 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入、本年度予算額150万6,000円、前年度比較150万3,000円の増は、歳出で計上しています北海道クラウド運営経費に対する北海道特別調整交付金が空知中部広域連合を経由して交付されることによる増であります。

国庫支出金につきましては、廃款としております。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

歳入歳出の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは次に、歳入全般にわたって質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたします。

◎議案第11号

○委員長（吉川 洋） 次に、議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳出でございます。125ページをお開き願います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額50万4,000円、前年度比較6,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額192万3,000円、前年度比較で74万1,000円の増で、財源内

訳は国・道支出金74万1,000円、その他特定財源18万2,000円でございます。13節委託料では、制度改正に伴うシステム改修経費として74万1,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,155万円、前年度比較96万4,000円の増で、財源内訳はその他特定財源2,405万9,000円、一般財源4,749万1,000円でございます。126ページでございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料負担金は医療給付にかかわるもので前年度比較12万9,000円減の6,822万2,000円、事務費負担金につきましては広域連合においてシステム改修が行われることから、前年度比較109万3,000円増の332万8,000円の計上でございます。

3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

戻りまして、122ページでございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額3,561万4,000円、前年度比較17万円の減でございます。

2目普通徴収保険料、本年度予算額1,197万2,000円、前年度比較5万7,000円の減でございます。

保険料全体では4,758万6,000円の計上で、前年度比較22万7,000円の減は本年度の保険料率の改定などによるものであります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金につきましては、歳出で計上しておりますシステム改修経費と同額の74万1,000円を計上しております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額510万9,000円、前年度比較109万9,000円の増は、北海道広域連合への事務費負担金の増によるものであります。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,063万6,000円、前年度比較9万8,000円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金全体では119万7,000円増の2,574万5,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。まず初めに、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言願います。堀内委員。

○6番（堀内哲夫） ちょっと私先ほど国民健康保険のところで聞けばよかったのですが、特別な金銭の問題でないのですが、たまたま空知中部広域連合から医療費の還付金がございますと、差額がございますよと、金額の大小にかかわらずご案内申し上げますと来るのです。その金額は何ばかりわかりません。それによって違うから、300円の人もいれば、1万円の人もいる。これは、私もたまたまことしになってわかったのですけれども、来いというのです、役場に。手続。書類を持って、通帳持って、印鑑持って、あらかた書類持って来いと。そして、行ったところが、一式出したらばオーケーだ。ところが、それを今度は、金額かわらぬといっているのだけれども、わからないのだけれども、そしたら後からその場所で大体金額わかるのだ、300円、500円、1,000円とか2,000円とかと。言いたいのは、車で来る人はいいのだ。年寄りが、金額書いていないから、還付金ございますからということでおいでと。そしたら、バス

乗って、とことこ、とことこ来る、年寄りが。そして、窓口に行ったらあなた300円戻りますから、判こ下さいと。そしたら、もらった人は何で300円べっこのことで、バス代、ハイヤー代かけたら赤字だと、こういう話が出ているのです。何聞きたいかという、その金額はその窓口でわかるのです。空知中部広域連合来るけれども、窓口はどこのたれべえさん何ぼということ残っている、ここに。金額わかっているのだ。わかっている、ただ人をあっちだこっちだやって、それは空知中部広域連合の問題ですからと片づけるけれども、それはちょっと住民サービスに欠けるなど。そういう人が結構いるのです、こういう人が。だから、そういうことについては、この予算に関係ないのだけれども、ちょっと考える余地があるのかなと、思っているのですけれども、担当部局としてどのように思っているのかな、と。

○委員長（吉川 洋） 申請をしなかったら、それは還付にならないわけですよ。申請をしないと還付にならないわけですよ。申請をしないと。

○6番（堀内哲夫） 申請しなくたってもうお金払っているから、払ってしまっているから、それが差し引きしたら余分にもらっていますよと。それは空知中部広域から来るわけ。

○委員長（吉川 洋） 申請を、その手続をしないと還付にはならないと。ただ、金額によっては……

○6番（堀内哲夫） 300円もらうために印鑑……

○委員長（吉川 洋） わざわざ行かなくてもいいと、わかれば。

○6番（堀内哲夫） 預金通帳から、判こから、あれやこれやみんな持ってこいと。そして、持っていったら、こっちの台帳ぱっと見たらわかるのだ。

○委員長（吉川 洋） わかりました。

○6番（堀内哲夫） そしたら、そういうことは何か二度手間というか。

○委員長（吉川 洋） 事前にわかるように知らせをできないのかということですね。

○6番（堀内哲夫） そういうことで、どう考えているかなと思って。

○委員長（吉川 洋） ここは担当課長。

○住民課長（齋藤昭彦） ただいまのご質問でございますが、高額医療費に関する請求の関係だと思えますが、基本的に高額医療費の請求につきましてはご本人様がお支払いをしたということの証明をする上で領収書を持ってきていただきまして、支払った方に対してその高額分をお戻しすると、そういう制度にまづなっております。ですので、例えば実際支払ってもないのに、お金を戻すということができないということもありまして、そういうことでやっているのですが、今回の件につきましては以前にも堀内委員から窓口でご指摘というか、お話ありましたので、その件に関しまして広域連合のほうに対しましても我々のほうからもそういった、お年寄りで足がなくて非常に大変だということもありまして、広域連合のほうにも金額の表示だとか、そういったことができないかということは申し入れはしているところではございます。ただ、実際支払った額と連合で押さえている額で差異が生じるときが時としてありまして、それで先に金額を入れてしまうとまた誤解をされてしまつては困るということも広域連合ではちょっと思っているところもあるようなのです。ただ、現在通知の欄には連合のほうにお問い合わせの電話するなり連絡していただければ、金額はお教えしますよという1項目が追加しているところではあるのですけれども、いずれにしてもまず広域連合で運営しているものですから、構成市町の考え含めて広域連合にそこら辺は反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（吉川 洋） 堀内委員。

○6番（堀内哲夫） それは、だからこしかわからないのです。通知もらった人は全然わからな

い、何の話か。そもそも該当者にすれば、はがきが来るのです、連合から。そして、行って、そして窓口行ったら、ちゃんと帳簿には載っているのだ。金額がちゃんと明記されているのだ。そこで、言いたいのは、さっき言ったように、300円もらうために500円かけてくるとか、そんな矛盾的なことしないで、もうちょっと住民サービスというかな、そういうこと考えたときには何らかの方法はないかなということ質問しているの、いいとか悪いとかというのはこれから出てくると思うのだけれども、担当とすればそういう考え、全部空知広域連合がやっているから、こうだと今言っているけれども、これあくまでも加入の町がやっているけれども、中身はみんな同じ考えだと思うのだ。ただ、それまとめて空知中部広域連合でぼんと出しているけれども、何か二度手間になる気がするのだ。

○委員長（吉川 洋） はい。

○住民課長（斎藤昭彦） 先ほどちょっとお話しさせていただいたのですが、国保の制度上の仕組みとしまして、領収書を持ってきていただいて、確認をしなければいけないというのがありますので、まずどうしてもそれは来ていただかないといけないというのは制度上の問題として残っております。後期高齢者医療につきましては、制度ができた時点では75歳以上の高齢だということで、一度高額申請をしていただきますと、その後自動的に振り込みをされると、そういう制度に改正はされているのですが、国保についてはまだそのような制度改正になっていないということもありまして、どうしても領収書を持ってきていただかないと高額の給付ができないと、そういうことでございます。

○委員長（吉川 洋） はい。

○6番（堀内哲夫） だって、もう金払っているのだから、払ってしまっているのだから、領収書あるとかないとか、金払っていることは証明されてわかるでしょう。

○委員長（吉川 洋） 今言っているのは、済みません、いいですか。還付金の知らせに対して事前に金額わかるように知らせる方法はないのかという、単純にそういうことですね。

○6番（堀内哲夫） そういうこと。

○委員長（吉川 洋） それだけしていただければ、例えば150円しかないのにわざわざ行くことないと、手続しないという場合もあるということですよ。

○6番（堀内哲夫） うん。

○委員長（吉川 洋） だから、その知らせに対して何かそういう方法を今後考えてほしいということですよ、還付金の知らせに対して。

○6番（堀内哲夫） そういうこと。

○委員長（吉川 洋） 制度がどうのこうのではなくて……

〔発言する者あり〕

○委員長（吉川 洋） はい。

○副町長（林 智明） 今住民課長言った点については、また改めて中部広域連合に申し入れしていきたいと思いますが、先ほど斎藤課長言ったように、高額療養費というのは連合で押さえているのと本人が支払ったので3,000円とか4,000円の差が出る場合もあるのです。

〔発言する者あり〕

○副町長（林 智明） 3,000円とか4,000円の差が出る場合があるのです。連合で押さえている金額と実際に本人が払った金額では、何件かに1件は出てくるものですから、逆にそれで金額がこれだけもらえるのがこれしかないのではないかだとかいろいろ出てくるものですから、連合のほうでは最初そういうような形をとっていたと思うのです。

○委員長（吉川 洋） はい。

○6番（堀内哲夫） 私は、委員長言ったとおりそういう形態が現実あるので、そういうことを見直しできないのかなと、単純に言ったらそうなのです。細かい内訳は要らないです。

○委員長（吉川 洋） 町長。

○町長（奥山光一） 決して逃げるわけではないのですけれども、個々の保健者は今広域連合でやっているということで、どうしても上砂川だけ特別なことをやってくれということにはなかなか難しい部分もあって、問題は要するに金額を事前に知らせる方法はないかどうかということになると思うのです。ですから、今ははがきで通知をされていますので、そこに金額を明記するわけにはいかない、もしくはシールを張るしかないということになると思います。その辺の事務の改善といいますか、方法が変えられるのかどうか、そういうことを含めて広域連合のほうにきちっと改正をしてほしいという申し入れはしたいと思いますし、あとあわせて、昔であれば電話で照会を受けたり、こっちから教えてやったりすることはできたのですが、振り込み詐欺の問題があって、還付金詐欺というのがあって、なかなかそれもできないということもご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉川 洋） 堀内委員、いいですか。

○6番（堀内哲夫） いいです。どうもありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りをします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

◎議案第12号

○委員長（吉川 洋） それでは次に、議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成30年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、136ページをお開き願います。下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額2,321万6,000円、前年度比較2万9,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。137ページでございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額750万9,000円、前年度比較34万3,000円の減額は昨年実施いたしました石狩川流域下水道組合の消化タンク更新工事による維持管理負担金の減によるもので、27節公課費632万9,000円、前年度比較20万円の減額は平成29年度の消費税確定申告額の見込みによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目下水道建設費、本年度予算額1,446万2,000円、前年度比較995万1,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金450万円、起債800万円、その他特定財源142万4,000円、一般財源が53万8,000円でございます。増額の主な要因ですが、資料ナンバー9をご参照願います。15節工事請負費1,045万7,000円、前年度比較945万7,000円の増額は認定こども園から八千代橋マンホールまでの

汚水管渠、延長120メートルの布設工事と舗装補修費、合計945万7,000円を計上したものであり、19節負担金、補助及び交付金400万5,000円、前年度比較49万4,000円の増額は石狩川流域下水道組合資本費負担金の増によるものでございます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額869万1,000円、前年度比較2万6,000円の増額で、財源内訳は全額一般財源でございます。11節需用費432万7,000円の計上で、前年度比較31万4,000円の増額は、修繕料において緑橋マンホールポンプのパッキン修理を行うことによるもので、マンホールポンプの詰まりを解消するための装置は前年度に引き続き今年度は逢来橋のマンホールに設置をいたします。138ページです。13節委託料256万1,000円、前年度比較6万3,000円の減額は、使用件数の減少に伴う水道への賦課徴収事務委託料の減によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,086万5,000円、前年度比較173万1,000円の減額で、財源内訳につきましては起債500万円、その他特定財源7,586万5,000円でございます。減額の要因は、平成17年度借り上げの償還が終了したことによるものでございます。

2目利子、本年度予算額1,818万3,000円、前年度比較158万1,000円の減額で、財源内訳につきましては全額その他特定財源でございます。平成9年度から29年度までの起債借り入れにかかわりまず106件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、133ページをお開き願います。分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額59万5,000円、前年度比較35万円の減額は、公営住宅で前年度より20戸減の30戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,254万2,000円、前年度比較

23万2,000円の減額となっておりますが、1節現年度使用料で公的住宅、一般住宅を合わせまして前年度より50人減の1,248戸、2,325人分を計上するものでございます。

国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費補助金450万円の計上で、450万円の皆増は、工事請負費の管渠布設工事費に対し工事費の2分の1を計上するものでございます。

次ページでございます。繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額9,487万7,000円、前年度比較517万6,000円の増額は、主に資本費平準化債の制度見直しによる算定額の減少による増額で、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額1,300万円、前年度比較240万円の減額となっております。1節流域下水道事業債、本年度予算額350万円、前年度比較50万円の増額は処理場等の建設費負担事業分の増によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算額500万円、前年度比較740万円の減額は算定方法の変更によるものでございます。3節特定環境保全公共下水道事業債450万円は、工事請負費の管渠布設工事に充当するものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

内容の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。まず初めに、歳出全般にわたって質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは次、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

お諮りをします。本件は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号

○委員長（吉川 洋） 次に、議案第13号 平成30年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成30年度下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、154ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額2,054万9,000円、前年度比較379万1,000円の増額となっております。賃金320万4,000円、前年度比較135万1,000円の増額は職員の異動による代休賃金の増額によるもので、委託料306万円、前年度比較146万円の増額は浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。修繕費310万円、前年度比較60万円の増額は、水質監視計器部品の老朽化による更新によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目配水及び給水費、本年度予算額1,482万1,000円、前年度比較76万8,000円の減額となっております。155ページでございます。委託料34万円、前年度比較76万1,000円の減額は、配水管排泥作

業業務が隔年での休止の年に当たることによるものでございます。そのほかにつきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

3目業務費、本年度予算額142万1,000円、前年度比較9,000円の減額は、賃金単価の改正による増と委託料の検針業務件数50件減との相殺によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額1,915万5,000円、前年度比較475万9,000円の増額となっております。人件費等の本年度予算額は1,599万円で、浄水場職員2名と嘱託職員1名の計3名分を計上するもので、前年度比較482万4,000円の増額は職員の異動によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額5,031万7,000円、前年度比較346万8,000円の減額は閉山炭鉱水道事業で取得した資産が耐用年数を迎えたことによるもので、資産減耗費73万2,000円、前年度比較48万9,000円の増額は平成29年度更新事業に伴う浄水場の各種電気計装設備の固定資産を除却するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額2,199万7,000円、前年度比較430万4,000円の減額は昭和62年度借上げの借上げ債の償還が終了したことによるもので、2目雑支出、本年度予算額92万5,000円、前年度比較38万9,000円の減額は料金の不納欠損で平成24年度及び25年度分の16件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額377万9,000円、前年度比較25万7,000円の減額は、給水収益の減によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、153ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,640万6,000円、前年度比較186万2,000円の減額とな

っております。家事用件数は、一般分として50件減の1,150件、福祉料金該当分として前年度同の410件の合計1,560件を見込み、前年度比較137万2,000円減の5,734万円を計上し、業務用は前年同の90件と使用水量の減少を見込みまして、前年度比較30万7,000円減の2,490万2,000円を計上しております。

2目その他の営業収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較175万6,000円増の4,540万8,000円の計上は支払利息の減額と事務経費等の増額との相殺によるものでございます。

3目他会計負担金178万円、前年度比較5万円の減額は、下水道会計からの使用料賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の件数の減によるものでございます。

1目、受取利息、配当金及び4目雑収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億1,002万7,000円、前年度比較417万3,000円の増額は、平成28年度借り入れの償還が始まることによるもので、昭和63年度から平成28年度までの企業債28件分を計上してございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額5,070万円、前年度比較160万円の増額は、簡易水道等施設整備事業の増によるものでございます。資料ナンバー15をご参照願います。1節工事請負費は、一昨年引き続きまして町道鶉北線に昭和50年に埋設されました配水管の更新で、東鶉職員住宅付近から東鶉団地までの328メートルと鶉改良住宅に昭和53年以降に設置し、40年を経過した配水管92メートルの布設がえ、あわせまして浄水場で平成7年度から稼働しており

ますフロキュレーター4台のうちの1台を更新整備を行うものでございます。

続きまして、158ページ、資本的収入につきましてご説明申し上げます。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額5,997万9,000円、前年度比較715万2,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額3,710万円、前年度比較340万円の増額と3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,223万7,000円、前年度比較177万7,000円の減額は簡易水道等施設整備事業の補助対象経費の振り分けによるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額136万3,000円、前年度比較2万3,000円の減額は起債対象外の給水管接続など単独事業費の減少によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言を願います。高橋委員。

○8番（高橋成和） ちょっと先日なのですが、新聞記事のほうで中空知の広域企業団の記事が出ていて、今後10年間で浄水場の維持管理と水道管の老朽化の整備で88億円かかるという記事が出ていて、2020年度から6%追加料金を上げるということなのですが、うちの町ももともと水道料金高いほうなのかちょっとわからないのですが、今後そういう、今説明聞いていて、前にも佐藤課長にもお話聞いたことあるのですが、浄水場の維持管理とか水道管の関係で長期的に見た場合、やっぱりどこかで水道料金を値上げしなければいけないときって来るのかなというのがまず1点目なのです。

前から広域に加盟するという話ししていたので

すけれども、多分、一応もう一度聞くけれども、事務的なところで一緒になるということなのでしようけれども、一緒になったから、一緒に値上げみたいなの、そんなものもあるのかなと、そんな不安を記事見ながら思っていたのです。ちょっとその辺でご説明いただければなと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（吉川 洋） 佐藤課長。

○建設課長（佐藤康弘） それではまず、1点目のご質問でございますが、まず水道料金から説明をさせていただきたいと思えます。

上水道事業と簡易水道事業では規模が違いますので、簡易水道事業の料金で説明をさせていただきたいと思えますが、現在の空知管内の簡易水道、5,000人以下の水道事業につきましては秩父別町と北竜町、あと上砂川町の3町しかございません。この中で、3町の料金なのですが、料金を比較する場合、大体一般料金の立方メートルを使用した料金で比較されることが多くなっております。3町の平均が2,677円でありまして、本町の水道につきましては2,730円と平均から約53円上回っている状況でございます。

あと、水道料金の改定の問題でございますけれども、水道料金の改定につきましては平成11年の4月に5%の消費税転嫁を行った後、平成18年の4月に平均改定率12.3%の料金改定を行いまして、その後26年4月には8%に消費税が変わったときに3%上乗せの転嫁の措置を行っております。あとは、水道料金の改定の見込みでございますけれども、現在繰入金で、平成29年度の決算見込みよりちょっとご説明をさせていただきたいと思えますが、一般会計から繰り入れております29年度見込み、繰入金の見込みで1億1,120万ほどになるかなと試算しております。これに対しまして交付税で算入されます繰り出し基準というものがございまして、この繰り出し基準は当町の場合、計算しますと9,450万で、繰入金と繰り出し基準のその差については1,670万程度ということでご

ざいます。現在上砂川町の水道収益につきましては年間8,700万ほどしかございせん。単純にこの1,670万円を料金換算しなければいけないときに、ちょっと私が独断で考えたのですけれども、約19.2%の改定をしなければ赤字の解消ができないと考えております。ただ、いずれにいたしましても平成18年の4月から現在まで料金改定されてきておりませんので、今後収支のバランスを見きわめながらいずれかの時点ではやはり改定の検討もしていかなければならないのかなと考えてございます。

○委員長（吉川 洋） 町長。

○町長（奥山光一） 若干補足といいますか、私のほうで少しお話をさせていただきたいと思えます。

昭和62年の三井砂川鉱の閉山によりましてもとも上水道だった水道、これを5,000人以下の簡易水道事業に改めてもう30年たったわけですけれども、今担当課長申し上げたのはあくまでも簡易水道事業としての比較論でございます。一方で、今国のほうの法律の動きの中で簡易水道、もしくは小規模水道事業者、上水ですけれども、そういうものをなくそうという法律改正が考えられています。いわゆる水道事業を民間もしくは広域でやりなさい、そういう流れの法律改正が今検討され、今国会で提出される予定になっています。今すぐ変わるということにはならないかと思えます。そういう国の動きの中で現在空知管内、今は3事業しか簡易水道事業やっていません。以前はもっとたくさんあったのですが、上水ですとか組合に移行する流れがあります。これは、管内だけではなくて、全国的なことであります。それで、簡易水道の事業をやっている自治体そのものが全国的に減ってきて、県によっては全くないところもあるという状況があります。質問とは別になりますけれども、今の国の動きの中での説明をまず1つさせていただきますと思えます。

それと、料金改定の関係については、今課長の

ほうで申し上げたとおりです。本来であれば、法定外繰り入れと我々は言っています、理事者側からすると。これが発生した時点で一、二年の推移を見ながら料金改定を3年ごとに、検討は必要だったのだろうというふうには思っています。過去もそうだったのですが、一度改定をすればしばらくの間そのまま据え置いていると。ですから、平成18年、19年に改定をしたとき、消費税は別にして12%の水道料金を引き上げたとき、あの時点でも本来は20%ぐらい上げなければいけなかった。それを12%に、議会の特別委員会、当時議員でいらっしゃった方は記憶あるかもしれませんが、15%まで上げるか、12%で抑えるかというような協議をしていただいて、12%での値上げを認めていただいたという経過はありますが、その時点では恐らく、これ上水、簡水別にして、道内でも高いほうに料金は位置づけられたというふうに思っています。ただ、その後ほかの自治体がどんどん、どんどん料金改定してきているという流れの中で、今上水を合わせて2,700円台の水道料金がどの辺に位置しているかというのは正確なところはわかりませんが、決して上位にはないというふうに私自身は思っています。

組合加入になった場合、どうなるのだというふうになりますけれども、当然組合に加入することは水道料金は事業そのものが組合で運営することになりますので、単なる事務的なものだけではなく、水道料金も組合の水道料金に統一されると。当然簡易水道では今度はなくなります。上水道という扱いになります。そういう形でそちらのほうに統一されるだろうと。閉山後、三井が持っていた水道施設そのものの改修事業を本町も閉山炭鉱水道ということで相当の費用かけてやりました。それが30年が経過し、一般的に水道の耐用年数は40年と言われているので、あと10年もすれば全ての水道、配水管、給水管、これの整備を行わなければならなくなります。いつの時点で、組合入る、入らない別にしても、その段階

では相当な費用がかかってきますので、その事業費を未来分も含めて、その時点での人口規模、給水世帯数、そういうものも全て勘案しながら料金の改定というのは当然やらざるを得なくなると。今中空知の水道企業団、たまたま先日道新で6%の値上げを検討しているというふうな報道がなされていますけれども、逆に言うと組合でやりますので、滝川、砂川、奈井江、歌志内、この4市町で構成してやっていますので、その全体の中でやりくりしますので、多分6%でおさまったのだろうというふうに、私自身はそういう、6%も上がるというふうに押さえるのか、もしくは6%でおさまったというふうに考えるのかという部分はあるかと思えますけれども、その辺組合のほうの議会で最終的にどういう結論を出すのかというのはわかりませんが、いずれにしてもうちもいずれは単独でこの水道事業を運営していくのは困難な時期が来るというふうに考えています。それで、今からどういうふうになっていくのか、そしてそれが中空知がいいのかどうか。ただ、地理的なことを考えますと、今中空知以外のところに組合に加入するというのは非常に難しいかなと。

答えになったかどうかわかりませんが、状況的なことも全部説明しますと、一応いずれうちの水道事業、単独でこのまま運営できる期間というのはそう長くはないというふうに思っています。これは、財政面ではなくて法的な話で、当然それとあわせて、その次に来るのが財政面といえますか、水道施設の整備の関係、一遍に来ます。閉山炭鉱で、ちょっと具体的な数字忘れましたが、半端な数字ではなかったと思います。相当かなり大きな数字をやっています。当時と比べると整備区間は短くなるかもしれませんが、それにしても相当な費用かかってくる。当然浄水場の経費、維持管理費、単純な水道管だけではなくて、そういうものもろもろが全部かかってくるので、いずれにしても単独で無理くり頑張ったとし

でも、近いうち料金改定というのは考えなければいけないだろうというふうに思っています。たまたま29年度だけの話で1,600万ぐらいの赤字が出ているというお話をしましたが、それ以前、毎年度出ていますので、その部分については、国民健康保険もそうだったのですが、料金改定を求めずに、全て一般会計からの補填で会計そのものを維持していたという状況だけのご理解をいただけたらというふうに思います。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。ちょっとほっとしました。ただ、今危機的状況が今後あるということなので、事前にやっぱり教えていただけると、単年度は今こうやって聞いているとわかるのですけれども、将来的なことをいろいろちょっと今後教えていただければと思いますので、ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、歳入全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成30年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

この際でございますので、全体を通して何かあったらご発言をいただきたいと思います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉川 洋） それでは、以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案どおり可決されましたこと、その旨本会議にて報告をさせていただきたいと思えます。

これもちまして予算特別委員会を閉会をいたします。

委員各位並びに理事者の皆様のご協力いただきまして全て終了できましたこと、心から感謝を申し上げ、散会といたします。大変どうもありがとうございました。

（閉会 午前10時57分）